

議 事 日 程

令和元年第4回浜中町議会定例会

令和元年12月4日 午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	請願第 1 号	最低賃金と中小企業支援の拡充を求める意見書に関する請願
日程第 7	認定第 1 号	平成30年度浜中町一般会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員会報告)
日程第 8	認定第 2 号	平成30年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員会報告)
日程第 9	認定第 3 号	平成30年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員会報告)
日程第 10	認定第 4 号	平成30年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員会報告)
日程第 11	認定第 5 号	平成30年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員会報告)
日程第 12	認定第 6 号	平成30年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員会報告)
日程第 13	認定第 7 号	平成30年度浜中町水道事業会計決算の認定について (決算審査特別委員会報告)
日程第 14		一般質問

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） ただ今から、令和元年第4回浜中町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（波岡玄智君） これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定によって、9番落合議員及び10番渡部議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議会運営委員会報告をします。

本件については議会運営委員会から、本定例会の議事運営について、報告書の提出がありました。

委員長より報告を求めます。

8番三上議員。

○8番（三上浅雄君） （口頭報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本件は、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって本件は委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。
これで報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

○議長(波岡玄智君) 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日から5日までの2日間とした
と思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって本定例会の会期は、本日から5日までの2日間と決定しました。

◎日程第4 諸般報告

○議長(波岡玄智君) 日程第4 諸般の報告をします。

まず、本定例会に付された案件はお手元に配付のとおりです。

次に、今議会までの議会関係諸会議等については記載のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長(波岡玄智君) 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長(松本博君) おはようございます。本日、第4回浜中町議会定例会に議員全員

のご出席をいただき誠にありがとうございます。

先の議会から本日までの主なる行政報告を申し上げます。

(行政報告あるも省略)

○議長（波岡玄智君） 引き続き教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（内村定之君） 前議会から、これまでの教育行政報告の主なものについて御報告いたします。

(教育行政報告あるも省略)

○議長（波岡玄智君） これで行政報告を終わります。

◎日程第6 請願第1号 最低賃金と中小企業支援の拡充を求める意見書に関する
請願

○議長（波岡玄智君） 日程第6 請願第1号を議題とします。

職員に請願書を朗読させます。

○議事係長（白川貴之君） (請願第1号 朗読あるも省略)

○議長（波岡玄智君） 本件について紹介議員より趣旨説明を求めます。

5 番加藤議員。

○5 番（加藤弘二君） それでは、今紹介ありましたように最低賃金と中小企業支援の拡充を求める意見書に関する請願について、浜中町の実態を述べながら、最後の方で3点の要望事項にまとめられておりますので、その要望が全国的に今、取り組まれておりますのでそこを中心に説明していきたいと思っております。

本題に早速入りますが、浜中町の水産加工等で働くパート労働者の賃金は相当低いものでした。北海道の最低賃金制度は1977年、42年前に時給277円で始まりまして。42年経過した2019年、今年10月には時給861円となりました。発足当時の3.1倍にまで伸びてきました。毎年10月に改定になりますが、この間、前年度比で0円改定もあれば、1ケタアップ、10数円アップ、20円以上のアップと右肩上がりで伸びてきています。最近4年間では、4年前は22円アップ。そして、その次が24円アップ。次は25円アップ。去年から今年にかけては26円アップと合計4年間で97円の賃上げは目を見張るものでした。町内の企業に働く労働者の賃金は、この北

北海道最低賃金制度を目安にして決まります。地元の企業は、北海道最賃制の賃金よりも平均20円アップで今日までやってきました。2018年の改定時835円から2019年の改定で861円となり、時給にして26円アップ。1日7時間労働で21日間働いたとして1カ月3,822円のアップになります。ベースアップ3,822円は、公務員や中小企業の最近の春闘相場に比べても大きな額になっています。

最低賃金保障制度は、小規模企業で働く労働者にとっては、労働組合をつくって賃上げ闘争で闘うこともなく、国や都道府県の機関が決めてくれることなので、大変ありがたいことです。社会保険制度、厚生年金もなく、劣悪な労働条件での雇用となっています。このパート労働者にとって最低賃金保障ほどありがたいものはありません。

しかし、この最低賃金保障制度は、公務員労働者、漁業協同組合で働く労働者に比べるならば、大変低いものでした。私自身の例で言えば、41歳の1982年の公務員の賃金は時給1,600円台でした。パートの人たちの当時の最賃制度では、時給380円でした。実際に20円プラスして400円。公務員労働者の賃金に比べて25%、4分の1にすぎませんでした。今日では、公務員正規職員の41歳の方の時給は、浜中町役場職員で2,025円に対して、最低賃金制度による実際の賃金は880円と聞いています。公務員賃金との比較で43.4%にまで上がってきています。

請願では、全国一律で当面時給1000円、将来的には1,500円を目指すというのは、せめて公務員労働者の75%まで引き上げるという案なのでしょうか。人口の多い大都市、県では、最低賃金は2019年で、商売も活発に展開し、東京都を筆頭に、時給1,013円、神奈川県では1,011円となっています。最低賃金で北海道の場合と比較してみると152円安く、時給1日にして、152円掛ける7時間労働の1カ月で21日間に換算すれば22,344円、半年で134,000円の差となります。出稼ぎ労働者を確保するために、東京などでは時給1,400円とか1,500円で雇用されていることから、出稼ぎに行ったら止められない収入になります。出稼ぎに出る若い漁民の数も固定化しています。

この請願では全国一律最低賃金制度を求めています。全国チェーンのコンビニで同一労働同一賃金の原則から言えば、東京のコンビニで働く労働者と、浜中町で働く労働者の賃金は、最低賃金制度によって異なってはならないと思います。それと同様に、いろいろな職種があつたにしても格差のない賃金体系がつけられることが望ましいのではないのでしょうか。全国一律最低賃金制度について、商工会に加入している商店主の皆さま

んは、現在の時給861円よりずっと高く設定されています。少なくとも8時間労働で働いてもらって、月給として22万から23万円にならなくては、自分たちの仕事に向かってくるはず。ですから、時給1,300円から1,500円まで考えねばなりません。

ただし、請願の3番目にありますように、労働者に最低賃金を保障すると同時に、雇用側の商店主にも共済年金のような補助制度をつくっていただくことを私たちは望むのだと、賛成の意を示していただきました。ここ数年、町を離れ大学や専門学校へ進む高校生が多くなっていて、加工場で働くお母さんたちの収入が、子供たちの希望を叶えるのに大きな役割を果たしてきました。せめて下宿代の足しにでもと。しかし、奨学資金を借りなければ授業料が払えない状況になります。就職と同時に奨学金の返済が20年間も待っているのです。全国一律時給1,000円を実現し、引き続いて時給1,500円への引き上げが望まれるところです。

財源は富裕層の所得税とし、所得収入が1億円を超える時点から税率が下がっている状況にあります。設備投資に使う当てもなく、企業には留保金が450兆円にも達している状況があります。消費税を5%に戻し、景気を回復し、収入を伸ばすことこそ消費が伸び、町が潤うのではないのでしょうか。浜中町に住むパート労働者の賃金を大幅に伸ばすためにも、この請願に賛成していただくようお願いして、紹介いたします。長時間ありがとうございました。

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(波岡玄智君) 起立少数です。

したがって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

◎日程第7 認定第1号 平成30年度浜中町一般会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第8 認定第2号 平成30年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第9 認定第3号 平成30年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第10 認定第4号 平成30年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第11 認定第5号 平成30年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第12 認定第6号 平成30年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第13 認定第7号 平成30年度浜中町水道事業会計決算の認定について

○議長(波岡玄智君) 日程第7 認定第1号ないし日程第13 日程第7号を一括して議題とします。

本件については令和元年第3回定例会において提案され、10人の委員によって構成する決算審査特別委員会を設置し、同委員会に審査の付託の上、閉会中の継続審査としていたものです。

同委員会において審査を終了し、このたび報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

11番中山議員。

○11番（中山眞一君）（口頭報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君）これから認定第1号ないし認定第7号を採決します。

この決算に対する委員長報告は認定を可とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君）異議なしと認めます。

したがって、認定第1号ないし認定第7号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎日程第14 一般質問

○議長（波岡玄智君）日程第14 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

2番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君）それでは通告に沿って2点について質問させていただきます。

まず1点目、公共交通空白地有償運行の導入をということで御質問させていただきます。

近年、高齢者ドライバーによる交通事故件数が増加傾向にある中、自身の運転に不安を感じ、免許証を返納する方が地域内でも見かけるようになりました。また、返納したくても通院、買い物など日常生活への影響から、80歳を超えて運転している方も少なくはありません。福祉運送の利用要件に該当しないまでも、高齢からくる足腰の弱り等で長い距離100メートル、500メートルと歩くのは困難な方も相当数いると思います。

町では現在、地域公共交通活性化協議会の中で、公共交通機関の維持に向けて協議をされており、実証運行もされ、何とか交通機関を維持する上で対策は取られているものと思いますけれども、それだけではこういう方々への対応というのはなかなか難し

いのかなと考えております。その対策として、今回の有償運送の導入ということで御質問させていただきます。

まず、この公共交通空白地有償運送とは、過疎地住民の移動手段対策として、いわゆる白タクを一定要件のもとに合法化する規制緩和制度施策であると理解しております。当初、過疎地限定でありましたけれども、過疎地以外でも、バス路線の廃止、縮小などにより、公共交通機関の住民への利便性が減少していることから、今回このように公共交通空白地ということで名称を変更し、国としてもその対策に乗り出していることと思っておりますけれども、まずこの有償運送制度、これの概要についてお尋ねいたします。説明をいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 御質問の公共交通空白地有償運送の概要について御説明いたします。

国土交通省から示されている公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針については、道路交通法第78条第2項に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則第49条第1項第2号、これに定める公共交通空白地有償運送は、過疎地域その他の公共交通が著しく不便な地域において、タクシー等の公共交通機関では住民に対する十分な輸送サービスが確保できない場合に、特定非営利活動法人などが国土交通省の登録を受け実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって自家用自動車を使用して、当該法人等の会員に対して行う輸送サービス、このように規定されております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） はい。総務課長より国の示す方針というかこの制度の概要の取り決めということで説明いただきました。これは、まず、国交省が示した方向性としては、地方自治体が主体となった運営協議会を設置するという要件を満たせば自治体外の団体、例えばNPOであったり、社協であったり、商工会であったりというところが、運営を担うことができると、道路運送法80条の乗り合い運送許可によってできると定められております。全国、道内でこれを活用して交通が不便な地域で実際に行っているところが10数件あるかと思っておりますけれども、うちの町と比較的似たようなところで参考になるような事例があれば、御紹介いただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 今議員おっしゃられた、うちの町と地理的人口的にも似たような場所での事例ではありますが、議員おっしゃるように道外では既に10数件、地域でのNPOですとかそういったところでの運行を実施しているところもございます。

道内で類似の部分といいますと、石狩市の厚田区でございますけれども、ここの概要について若干説明させていただきます。現在石狩市において設置されている石狩市公共交通空白地有償運送運営協議会、ここの会議資料によりますと、平成29年の4月1日現在の人口が1,949名で65歳以上の高齢人口が860人ということで高齢化率が44.13%と当町と比較しても高齢化率は、こちらの方が高いのかなという状況でございますが、その中での厚田区の公共交通機関、国道231号で運行している路線バス、ここを中心にその他の交通機関は、市が運行するスクールバスに有償で混乗するというところで、この地域においては区間内にタクシー業者が1事業者ということのようでございます。路線バスについては、特急も含め一定の便数はありますけれども、国道から離れた地域の集落では、居宅から最寄りのバス停までかなり距離がある状況でございます。また、区域のタクシー事業者の保有するタクシー台数も1台ということで、重複した場合に不便な状況も生まれていることもあります。こうした背景から空白地帯をカバーするために、輸送主体であるNPO法人が個人の所有する小型自動車17台を使用して利用者の居宅から最寄りのバス停ですとか最寄りの集会施設、あるいは高齢者福祉施設まで輸送していくというような状況であります。

また、その料金の関係でございますけれども、厚田区域内で、タクシー事業者のタクシー料金の半額を上限として運行しているというようなことでございます。具体的に申し上げますと、距離1キロあたりタクシー運行の半額250円の50円刻みで、最高17キロまでの1,200円というような運賃で運行しているようでございます。

利用方法については、会員に登録した方が3日前までに予約をして運行するというようなことで、その事業所の方に専用のコーディネーターを配置し、配車管理しているところに連絡しながら運行利用している状況ということでございます。それから平成29年の利用実績は、利用者数が581名、その中でバス停までの送迎が121名、それから集会施設等への送迎で460名というふうな内訳になっております。バス、タクシー等の公共交通機関の補完的役割を担うということで、地域で有効に活用しながら貴重な足として利用されている状況だと。調べた中ではそういう状況です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 大変丁寧な説明ありがとうございました。それで、私も全国それぞれのネットに載っている範囲で調べました。それを総じて言いますと、この運行方法は、一部乗合バスという形で運行している例もありますが、ほとんどはただ今の石狩市の例のようにマイカーを活用し、あらかじめドライバー登録した住民の方が利用登録者の予約を受けて、そして最寄りの目的地まで個別に運送するというタクシー的な形で実施されているものがほとんどでありました。

運営主体は、その自治体ではなく、ただ今言ったように、NPOであったり、調べた範囲では商工会というものが多かったかなと思っております。要するに、登録というのは多分自治体が運転者の登録をすると理解していますが、登録した方が何人かいます。そして、それを利用したいという方も登録制という形をとっております、要はその事務作業、この日に利用したいのですということを受付して、その日のドライバーの確保などの事務作業を担っているのが、商工会なりNPOというふうに理解しております。運賃は、ただ今課長が申したとおり、あくまでも営利ではないこと、これが国の絶対要件でありますので、非営利であるという観点から、通常、民間タクシーの半分以下というような運賃設定になっており、各自治体とかその地域でゾーン制であったり、距離制であったりと運賃形態は地域に合った取り決めとされておりますし、そういう形でいいのだらうと理解しております。ドライバーは、あくまでも趣旨としてはボランティア、要するに住民相互の助け合いの精神がもとになって初めて実施されている制度であると理解しております。その上でうちの町の実態を考えますと、なかなかこまめな利便性のあるものには、なり得ないのだらうという思いでありますし、実証運行の結果を見ましても、例えばデマンド型茶内線、浜中線をデマンド型で実証運行した結果を見ましても、利用者がそう多くないのだらうと。もっと言えば、今後、協議会で協議されるのでしようけれども、この利用状況で果たしてこの制度が継続できるのかという問題等にも多分なってくるのかなと思います。

その上で、例えば免許を返納しましたという方が80歳でおられたとします。ひとり暮らしあるいは高齢の御夫婦2人世帯というところもあるかと思えますけれども、今まで自宅から自分の車で目的地まで行くことができました。病院、買い物もしかり。ただ、免許返納したことによって、そういう事は当然できなくなります。それを補う交通機関を考えたときに、デマンドは農村地区を対象にして実証運行されていましたがけれども、実際、本当に切実なのは多分市街地の高齢の方たちなののだらうと思います。いずれ私も

そういう時が来るのだらうという思いで聞いておりますけれども、そういう方たちの利便性を確保する観点で、再度マイカーを利用したボランティアによって運行されるこの制度を町として導入するお考えはいかがでしょうか。例えば、設置されている協議会の中でこういうものを、さらに協議していく考えがあるのかなど。この協議会の結果は、本年度末3月で案をつくるということになっていきますので、その中で検討するお考えはあるのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 今議員おっしゃられたように、協議会では、実証運行をさせていただいた中で、茶内から厚陽地区の農村部、それから海岸地区の奔幌戸、恵茶人方面をデマンド方式、予約制で運行させていただき地域に、結果の説明と意見交換会を現在、協議会で進めさせていただいておりますけれども、やはり協議会では、デマンドバスは言うなれば予約制ということで、自宅までお迎えしながら目的地までと運行する形態のバスでございますけれども、今後もその協議会中でも、デマンド交通を一つの運行の要素として引き続き進めていきたいと考えておりますし、まずその中で、デマンド運行を利用しやすいですとか、利用しやすくするというように、利用する主体が御高齢の方が多くなってございますので、そういった方々への利用の仕方、PRも含めて進めていきたいなということであります。

議員おっしゃられるように、免許返納した場合に市街地の御高齢の方の交通手段としてはどうかということでございますけれども、前段で申し上げます厚田区での取り組みは、やはりその地元に事業者が1事業者でタクシーが1台というような地域事情ということも大きな要因で、NPOによる運行で進めているとは思いますが、当町の場合は事業者もおりますし、複数の台数を抱えながら、事業者の方はタクシーということで進めておりますので、まずそういったところの運行事業者に市街地であれば利用をしていただきながらということになりますでしょうし、前段で申し上げたように、農村地域の方であればデマンドバスを使っていただくことで、現在協議会は考えております。

ですから、導入の必要性ということでは考えてございますけれども、公共交通機関での協議会の中で、既存ではJRの接続ですとか、町内の接続を確立しながら、足の確保ができない方々をこれからも利用のしやすさも考えながら協議会で進めていき、来年の3月までに公共交通網の計画の検討を進めていくということになってございますので、

そういった中では極力デマンド運行ですとか、そういったきめ細やかな運行形態を進めながら、公共交通空白地を極力生じさせないような、そういった検討をさらに進めていきたいと考えております。

それから、議員おっしゃるように町の方で免許返納ですとか高齢者、高齢福祉世帯、障がい者、慢性疾患を有している方、こういった方々で外出の際の移動手段確保が困難な方は、外出支援サービスを今現在も行っておりますけれども、社会福祉協議会のほうに委託しながら、居宅から医療機関などそういった送迎を実施するという様なところも含めて、きめ細かく、対策をこれから進めていくと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 一言で言えば、これを導入する計画はないと。そういう考えはないと受け取ったのですが、今、課長言われましたように福祉関係で、例えば歩行が困難な方等は自宅から駅までの送迎を実施しております。ただ、私は前段言いましたように、そこまでもいかない方、通常の日常生活に支障のない歩行はできるが、駅まで200メートル、300メートルを歩くとなったときに、それはかなりの負担があるわけですよ。もっと言えば、これから冬場に向かって足元の悪い中、歩くことを強いられる、そういう方々のために、その検討はできませんかということでお尋ねしております。正直、前段申しましたようにタクシーも含めた交通機関との調整はもちろん必要でありますよ。ただ、現実問題、茶内ですから茶内の例を挙げますと、茶内に住んでおります。汽車で厚岸なり釧路に行く用事ができた。駅まで行くのになかなか大変なのでタクシーを頼んだ場合に、料金はかなりの負担になってくるわけでありまして。もちろん民営を阻害するようなものになってはいけないと思いますよ。でも、実際にタクシー会社はあるけれども、運送を実施している自治体もある中でバスがあります、JRがあるから公共交通機関は維持されていますという考え方では冷たいのかなと思うのです。この制度というのは、あくまでも住民のボランティア精神、助け合いの中で行われるものであって、まさに町長おっしゃる協働のまちづくり、この観点からも十分検討するに値する事業だと思います。町の財政支出はそうない中で実施できる事業でありますし、ましてや住民の利便性が図られるのであれば、これは十分検討すべき案件ではないのかなと思っておりますが、再度そのお答えを聞いてこの質問を終わりたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 議員おっしゃられるように、確かに市街地でも数百メートル

バス停、あるいは駅までの距離がある方もいらっしゃると思いますが、厚田で現在運用している事業実施主体がNPO法人ということで、議員も先ほどから申し上げているように、ボランティアということでございます。当町の場合にそういったボランティア組織で必要に迫られながら、今後、組織的に各住民の方あるいはNPOを含めてやるということも、現状の中でそこまでの環境が整っていないのかなと認識しております。そういった意味でも、現在進めている公共交通の中で、そこをカバーし切れるということは申し上げられませんけれども、そういった方々も含め、計画を立てていく、あるいはバス路線も組み立てていくということにはなるとは思いますが、なかなか自宅からバス停のすぐそばまでというようなところでは、公共交通協議会としては、広く学生から御高齢の方まで利用者ということを主眼に置いておりますので、全体含めてということになりますので、今言ったような有償ボランティア、こういったところを組織し、運営することは協議会としては現状想定していないところでございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） やめると言った手前やめようかなと思ったのですが、やっぱり優しくないですよ。それでは。杓子定規的な公共交通機関のあり方を考える中では、優しくないですよ。今日の新聞にも出ていましたけれども、釧路町も来年度、再来年度かけて再度住民と協議していくという新聞報道もありました。その中で、先ほどから言っているとおり、住民の利便性、住民相互の助け合いを大前提として、町が主体となって運営協議会を立ち上げることによって、この民間団体、非営利団体がその運行に当たるという制度ですからね、これは。民間が独自に立ち上げてできるという制度ではございません。ですから、町としてそういう方向で協議していく必要性がこれから多分迫られてくるのだろうという中で、今、行っている実証運行では当然カバーできないと私は思うのですよ。ですから、今後に向けてそういう話し合いをしていくお考えはありませんかということで伺っておりますので、町長いかがでしょう。この考えは。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今の御質問でありますけれども、まず、今やっているのはデマンドバスで実証試験含めてやっているところであります。ただ、かみ合わないのは、もう一つの福祉の関係のバスは、それは制限があるかもしれません。高齢者とか、いろいろな障がいを持っている方々は外出支援サービスという形でやっています。だから、社会福祉協議会でやっている外出支援サービスを持っています。また、そういうデマンドバ

スも運行すると思っています。優しいか優しくないかと言ったら、優しいまちづくりをやっているつもりでいます。部分的に今の方式を作り上げてやったかどうかと言いますと、確かに厚田ではタクシーが1台しかないだとか、条件がちょっと違うと思うのですよ。浜中町の場合はそういう意味からすると、今のあるタクシーもしっかり使用すると。デマンドバスも利用すると。そして社会福祉協議会の運行している送迎サービスも含めて利用する。それで、尚且つとなると、検討の余地はあるかもしれませんが、まずはデマンドバスを含めてやらせてもらいたいと思っています。そして、その結果を見てみたいと思います。ですから、町としてはタクシー会社も頑張ってもらいたい、バス会社も頑張ってもらいたい、デマンドバスも頑張ってもらいたい、社会福祉協議会も活躍してもらいたい。まず、やらせてみてください。そして、再度議論してみたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 2点目の質問に移らせていただきます。町長は、3期目に向けて地場産業の振興、災害に強いまちづくり、子育て支援の充実、この3本柱を継続し、さらに推進していくことを決意表明されました。その中で、現役世代との対話が大事であるという思いから、その環境整備を図っていくとの考えを示されました。私は個人的には大賛成であり、若い世代の方々にとっては、勇気と希望が感じられる施策であろうと、この取り組みについて大いに賛成する立場であります。それで、これを実際に実施するに当たっての具体策について数点伺っておきたいと思います。

まず、対象として私が考えるのは、各青年部、父母会、地域の青年会、子育てサークルなどいろいろあるのであろうと考えておりますけれども、現在、町で考えておられる規模、人数等も含めた対象はどういう方向で考えておられるのかまずお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 御質問にお答えします。御質問のとおり、私は3期目に向けて若い世代の方々と対話し、若い世代の期待に沿えるような町政執行に当たると申し上げました。それは、広報はまなかにも出しましたけれども、今言われましたように、青年部ですとか、父母会ですとかありましたけれども、構成する団体は多々あるのだろうと思っています。私は、このことについてやりたいと思っています。やりたいと思っていますけれども、具体的にこれからどうするのかということは、まだ決めていませんし、役

場の中の組織も含めてまだその体制ができていないとも考えています。ただ、これまで町長として若い世代と対話する機会が少なかったことは事実です。まちづくりをする上で、町長として確かに自治会の方々、そしてまた産業団体の方々となると、どうしても役員ですとかそういう方々が中心で、今日までまちづくりを続けてきたのかなと思っておりますけれども、これから今、若い人たちがどう考えているのかも含めて考えていきたいと思っているところです。

たまたま今年、町長室で若い農協青年部の方々が一度訪問されました。協議もさせてもらいまして、いろいろな話をさせていただきました。年代的に言うとその青年部員たちは、私が仕事をしている時にはおじいちゃん、お父さんと仕事をしていたという感じですか。その下の若い人たちが今回来られました。それからもう一つは、今牛乳の関係では、「ちえのわ」と言う団体もあります。その方々が町長室へ牛乳を持ってきて、お話をすることがありました。それと、町長室に来られたのは、自治会要望でも来られた団体が何件かあります。ただ、この2件の若い人たちの話を聞いて、産業団体含めてどうやって要望を吸い上げるのかがこれからの課題だと思うのです。ただ、そういう機会がなかったということも事実です。聞くチャンスもなかったということが事実でありますから、これからは気軽に答えられるし、気軽に会える。そんな機会をどうつくるか今悩んでいるところであります。個人的には、是非そういう方向で進めていきたいと思っているところです。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 質問通告で町長の考えをとということで通告しておりますけれども、多分、今の答弁に集約されているのかなと思います。それで、今後実施に当たって詳細な方向を詰めていくと受け取ったのですが、町長が目指した、いわば新しい事業と申しますか、今までなかったことを町長が実践されるのだろうかということで、大変期待していますし、町広報を読んだ町民の方たちも、多分そう思われる方は少なくないのだと思います。来年度、新年度から取り組みを進めるのだという方向で、これからこの詳細を詰めていっていただきたい。その上で先ほど対象は聞きましたけれども、その実際の実施方法、例えば、町長に面会を申し込んで町長室に行きたいですという申し込みがあつて、来ていただくこともあるでしょうし、逆に、町長と話し合いをしたいので地域の会館までお越しいただけますかという申請があつた場合にどう対応するのか。あるいは、まち懇みたいに定期的に各青年部等を対象にした取り組みでやっていくのかとい

う、いろいろな方法はあるのだと思うのですが、ざっくり、今方向性としてどういう方向で考えておられるのか。住民側、町民側から事前に申し入れがあった場合には、日程を調整して機会を設けるという方向で進んでいくのか、現在考えておられるのはどうなんでしょう。若いと言えば副町長は大変お若いですが、もちろん町長の日程だけで対応できるものではないと思いますので、副町長との日程調整もある中で、町長の考えを今聞きましたので、副町長として、この町長の思いをどう施策に反映させていくのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（齊藤清隆君） ただ今の御質問にお答えいたします。議員おっしゃるとおり新たな取り組みでありますし、形式に捉われない自由な形で対話ができるような環境をと考えておりますので、町側から、もしくは町民側からという話もございましたが、開催時期、場所についても、各団体と相談させていただきながら対話の場を設けていきたいと考えているところでございます。

また、定期か不定期かという点につきましても、各団体によっても意見が異なると思いますので、その辺は臨機応変に対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 前段に申し上げましたとおり、私は大賛成です。これは是非実施していただきたいし、町長がこれを表明したのは、先ほど町長の説明があったとおり、若い方たちとの町長室での会話が多分大きなきっかけだったのだろうと理解しております。

それで、今後ということなのでこれ以上は申しませんけれども、これを実施するとなった場合、この取り組みのネーミングといたしますか、私が無い知恵で考えるネーミングとしては「移動町長室」というような、もし実施されるのであれば、そういう親しみの持てるネーミングも考えながら実施していただきたいなと思いますし、もう1点確認させていただきたいのは、今後と言いますけれども、私はぜひ新年度からしっかりした形にして町民に周知をし、是非、新年度から実施していただきたいと思っておりますけれども、決意のほどをお伺いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ネーミングの関係の御質問でございますけど、個別団体ごとのネーミングというのは今のところを考えておりませんでしたけれども、事業全体

として、議員おっしゃるとおり「移動町長室」、それも一つの案なのかなと思いますけれども、町長、副町長それと職員と相談しながら、インパクトのあるネーミングは考えさせていただきたいなと思っているところでございます。

一つのまちづくりの手法ということになりますので、新年度から、町長からも新年度からと話をされているところでありますので、町長の指示の下、前向きにとらえて早期に各団体、父母会もありますし、産業団体の青年部もございますので、来ていただくことも、それから、何かの集まりの場合に、こちらからそういう集まりがあるのであれば、ちょっと時間とってもらえないでしょうかとお話をさせてもらうとか、そういった形で進めさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 是非、期待しております。もう1点、まちづくり懇談会、通称まち懇なのですが、2年連続実施されていないという中で、私の地区も、このまちづくり懇談会への住民側の参加率は、恥ずかしいですけれど極めて低いです。懇談になるのか、ならないのかというような状況が続いております。それで、今回の新しい施策と連動できるのであれば、このまちづくり懇談会のあり方も1回見直す必要があるのではないのかなという思いで伺いますけれども、現在この自治会からの要望は、当地区もそうですけれども、文書で要望して文書で回答いただいております。例えばその回答いただいた中で、さらにもう少し町側と懇談したいのだというような要望があった場合には、その都度まちづくり懇談会という形で実施するのも方法ではないのかなと思っておりますけれども、このまちづくり懇談会についての行政側の率直な考えを伺っておきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問についてお答え申し上げます。まちづくり懇談会、これまで特別な事情がない限りは隔年で実施させていただいております。時期につきましては10月から11月にかけて、1カ月強ですけれども、短期集中型で28自治会町内会を回らせていただくという形で開催させていただいております。こちらの希望ということもあろうかと思えますけれども、確かに議員おっしゃいますとおり、参加率の低い自治会町内会もございます。そういったこともありますので、今後については、まちづくり懇談会の開催の仕方を改めさせていただくよう検討しているところでございます。議員おっしゃいましたとおり、自治会によっては地域の要望書を携え

て町長室に来られる自治会もあります。それも一つの懇談会だと思いますし、懇談につきましては、こちらからということではなく、時期それから場所を問わず町長に懇談会のお誘い、そういうお話があれば1 2カ月間、町長公務がございますので、日程の調整は必要かとは思いますが、そういうお声掛けをいただきたいと思っておりますし、その場合は、時期を問わず、こちらから伺わせていただきたいと。あるいは地域の要望書を携えて来た際に、いついつこういうことで話し合いたいというようなことがあれば、来ていただくことも結構ですし、こちらから伺うことも良いのかなと。そういった形で地域の要望に基づいて、臨機応変に開催させていただきたいなど。当然地域から声が上がって要望会、懇談会ということですから、形に捉われない中身の濃い懇談会になるのではないかなと考えているところでありますし、先ほど町長が申し上げました、若い世代との懇談、それも一つのまちづくり懇談会だと捉えることもできると思っておりますので、今後はそのような方向で考えさせていただきたいと思っておりますのでございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） くどいですが、私は町長の公約だと思っておりますので、是非実現していただきたいし、まちづくり懇談会の方向性も踏まえ、新年度から実施する方向で、当然住民への周知等も踏まえ、例年まち懇について、5月の自治会連合会の総会等で説明されていると思っておりますし、是非そういう機会を利用して、町民への周知を含め、新年度から実施の考えを聞いて終わりたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 先ほど企画財政課長よりまちづくり懇談会を云々という話がありましたけれども、これは自治会連合会ともしっかり協議して、検討してどうするのかを決めさせてもらいたいと思っております。連合会の意向もあると思っております。ただ、今までのまちづくり懇談会の中で1番多い事項はやっぱり各地区の道路です。道路に関してあるとすれば、文書で要望して、文書で回答することも一つの方法かもしれません。いずれにしても、自治会連合会と協議し進めていきたいと思っております。それと、やっぱり今までこのまちをつくって来てくれた先人の方々は、すごく苦勞してこのまちづくりをしてきたと思うのです。そのまちづくりの結果が今の漁業であり、農業であると思っております。若い人達とのギャップも少し感じます。私も年をとってきたのかもしれませんが、私の子供、またその下が活躍する時代だと思っております。それと、若い人たちの考え方、今のこの町がどうできたのかということもしっかり伝わっていない事もあるの

かなと思っています。親の苦勞っていうのですかね。そのことも含めて懇談で、お話しできる機会があればいいのかなと思っています。

それと、もう一つは、例えば農業関係でいきますと、牛乳の関係ですとか、タカナシ乳業ですとかいろいろな団体もあります。何かそういうところにもでも繋げられる話になれば良いかなと思っていますし、すごく強い思いが若い人たちにあるのではと思っています。町長が一生懸命子育て支援やっているのだと胸張って言っていますが、果たしてその子育て支援が若いお母さんたちがすごく良いよねって言っているかわからないのです。まだ確認とれていないのです。本当に何を望んでいるのか、町長が言っているまちづくりの中では、いろいろ子育て支援とかやってきましたけれども、その裏打ちを含めて検討させてもらいますし、そして、結婚祝い金とか、出産祝い金ですとかいろいろな施策は展開しておりますが、まだまだあるのだと思っています。子育て支援策を活用し、そして、しっかり子育てをしていただき、町に残って仕事をしてもらい、まちを作ってもらうのが、先人がやってきたことにしっかり繋がってくるのだろうと思って、そんなまちをつくるために、これからまちをつくってくれる人たちと議論して進めていきたい、そんな気持ちでやっていますので、システム等を含めていろいろな形があると思いますけど、いろいろな形でやれば良いのかなと今思っているところです。

○議長（波岡玄智君） 3番秋森議員。

○3番（秋森新二君） 質問に入る前に松本町長、3期目の当選と齊藤副町長の就任をお祝い申し上げます。激務と思いますが、健康に留意いただきまして、浜中町発展のために御尽力をいただきたいと思っています。よろしくどうぞ。

それでは、質問に入らせていただきます。昆布漁船へ津波避難を呼びかける拡声器の設置を。ということで質問させていただきます。2012年、平成24年6月、北海道は太平洋沿岸の津波浸水予測図を改定しております。震源域を釧路根室沖、十勝沖、三陸沖北部とする3連動地震に伴い、想定される津波規模はマグニチュード9.1で、津波高は浜中町琵琶瀬で国内最大級の34.6メートルと発表をしております。しかし、その後、被害想定また、その軽減方法が示されない中、2017年、平成29年12月に政府の地震調査委員会が、震源域を十勝沖、根室沖、色丹島及び択捉島沖を含む3連動地震で想定される地震規模はマグニチュード8.8以上、30年以内の発生確率を7から40%としております。手法の見直しで切迫の可能性が高まったこととなります。津波高は公表されていませんが、2012年の北海道の想定を超えることはないと思っ

ております。今、想定されている浜中町の津波高と第1波到達時間は、34.6メートルの琵琶瀬が21分、渡散布は30.6メートルで23分。火散布は27メートルで同じく23分、藻散布は27.2メートルで24分。霧多布は15.8メートルで同じく24分、榊町は14.8メートルで26分。奔幌戸は16.6メートルで27分、仙鳳趾は27.2メートルで27分、恵茶人は26メートルで28分との内容となっております。今年、令和元年の昆布漁では、浜中漁協では302隻626人の雇用者を含む沖乗り従事者が、散布漁協では133隻314人が操業をしております。約67キロの海岸線で、435隻940人が思い思いの場所で昆布漁に従事をしています。津波警報発令による緊急帰港の際には、昆布の荷の量、津波前兆の引き潮、まれに発生をしないということもあるようではありますが、さらに、新川、琵琶瀬水門閉鎖の問題など、さまざまな条件が想定されているが、いずれの場合も迅速な避難が求められます。迅速な避難のためには、津波情報をいち早く操業船に伝達しなければならないが、現状では操業船すべてに避難の呼びかけを行う方法がないため、海岸線に拡声機を設置し、音声による情報伝達が有効な方法と思う。また、散布漁業協同組合からの要望もあります。設置に対する考え方を伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。昆布漁の操業時に津波警報以上が発令された場合、船外機は小型漁船でありますので、いち早く避難情報を察知して帰港するなどして、素早く高台に避難することが求められているところでございます。

この避難情報の伝達手段でございます防災行政無線、屋外拡声器は、全町で48基が整備されておまして、主に市街地や海岸線の集落などに設置されてございます。昆布漁場向けといたしましては、平成25年に霧多布岬灯台付近とアゼチの岬に拡声機を設置して、現在運用されておりますけれども、内容が聞き取れる範囲を俗に音達範囲と言います。これは気象条件にも大きく左右される場所でもありますけれども、この範囲は拡声機から300メートル程度、何とか音が確認できるという範囲といたしましては、1キロメートル程度と考えられておまして、霧多布岬、アゼチの岬の周辺、それと漁村集落からの拡声機に近い昆布漁場、これ以外は聞き取れないという状況が現在でございます。このため、情報伝達手段といたしましては、携帯電話により直接緊急地震速報のメールあるいはエリアメールを受け取るということとし、町といたしましては、緊急速報メールシステムの導入を図ってございますけれども、操業中は携帯の音に気づかな

いだとか、岩陰などの操業では、携帯の電波が圏外になるというような課題もあるとお聞きしてございます。

海岸線への屋外拡声器の設置につきましては、情報伝達手段としては有効であると考えますし、複数の対策によりまして、津波避難対策が向上するということは大切なことであると考えてございます。しかし、現在の拡声機の能力では、この音達範囲が限られているということでもありますので、まずは昆布漁場に拡声機が必要なエリアを選定し、立地条件あるいは拡声機の容量も考慮しながら、現状把握に努め、現実的な対応をさせていただきたいと考えてございます。

また、現状把握につきましては、平成24年から運用しておりますエリアメールにつきまして、これまで昆布操業時のエリアメールの訓練が実施できていないという現実がございますので、昆布操業時の訓練も実施して、エリアメールの確認状況の把握にも努めて参りたいと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 設置場所等の検討がこれからのようであります。散布漁協から要望が出されている場所についてもまだ検討課題ということなのですか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。散布漁協さんから屋外拡声器の設置の要望ということで、先月要望が出されております。案として、5カ所の地点に設置してほしいと要望が出されております。現在、地理的な部分あるいは電源があるかどうかという問題、実は屋外拡声機も、電源がなくてもソーラーで対応するというような機器もございますので、どこでも設置は可能なのかなと思っています。また、集落にはそれぞれ拡声器があるということがございますし、その拡声機を活用できるかできないかも検討していきたいと思っております。

それと、やはり先ほど音達範囲が狭いということをお申しましたが、現在の拡声器のスピーカーの容量が30ワットでございます。町内すべての拡声機は30ワットに統一されているということでございまして、容量的には市街地向けということでございます。それでいろいろ調べたところ、30ワットのほかに60ワットだとか、120ワットという高性能なスピーカーもあるということで、実際に隣の別海町で120ワットの高性能な拡声器の整備を現在図っているというような情報もいただいておりますので、まず場所の問題、それと容量の問題をまず見ていきたいと思っておりますし、先ほど申し

ましたけれども、昆布漁場のどの部分に音を流していくのかという部分も含めて、まずは実態の調査を実施していきたいと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 今、散布の海岸線の話も出ました。藻散布から厚岸寄り、立岩から涙岬の間は完全に圏外になっておりますので、当然拡声機を設置しなければ伝達ができないという条件にあります。

散布漁協からの要望書を見ましたが、今、地域に付いている拡声器でも、何とかその5カ所に設置していただくと、ある程度把握できるような位置だと思っています。これからその辺も調査もするのだと思いますが、よろしくお願ひしたいと思っています。

設置箇所は、当然、浜中の方も出て来るのだと思いますが、霧多布の湯沸は2カ所、灯台とアゼチの岬についています。それから湯沸の海岸外に住宅の高い所についているのは確認しておりますので、概ね太平洋側は十分周知できるような状況になっているので本当に良かったなと思っているのですが、例えば琵琶瀬の方であれば、お天気カメラがついている付近に設置をしなければ、散布寄りの海岸とそれからケンボッキの太平洋側には連絡周知ができないと思いますので、その辺も考えていただきたいと思っています。それから一昨日、奔幌戸まで行って拡声器の設置箇所を見てきました。沖側に、海に向かって拡声器の付いている琵琶瀬から奔幌戸までの海岸ですけれど、琵琶瀬は1カ所、海に向かって水門の並びについています。それから新川は2カ所ついていますが、海に向かってついています。それから榊町に1カ所、それも海に向かっています。それから幌戸、奔幌戸は、浜なりには設置されているのですが、海側に向かって設置されているものはないので、あの辺も漁場になっていると思いますが、恐らく今のままでは連絡がつかないような状態なのだと思いますが、その辺も十分に考えていただきたい。今設置されている箇所で、それにボリュームのある拡声器を海側につけて、それで周知されるのであれば応用できるのかなと思っていますが、それでもだめであれば、拡声器の設置は要所につけていかなければならないと思っていますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思っています。

費用については、1基300万円から350万円くらいと聞いていますが、太陽光も当然使うような場所もありますので、それを含めて費用は検討されていますか。その辺を伺います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。費用の関係でございますけれども、平成25年に設置いたしました霧多布岬の灯台付近の拡声器、これとアゼチの岬で2カ所ございまして、こちらはそれぞれ4方向にスピーカーがついているという状況でございます。2基の整備費でございますけれども、平成25年当時で694万円となっております。検討をこれからしていくという状況でございますので、実際どのぐらいの費用かかるのかは、まだ算出していないところでございますけれども、当然、高性能なスピーカーということになりますと、スピーカー自体の価格は高くなるということもございますし、ソーラーを使ってバッテリー充電して使用する機器になりますと、それも割高になってくるという状況がございます。全町で48カ所ありますけれども、海岸線で34基防災無線があるということと、この34基で92台のスピーカーがございます。平均すると1基にスピーカーが3台程度設置されるという状況がございますので、例えば、現在ある屋外拡声器の支柱を使って沖側に向けるだとか、そういうことができれば費用も軽減できるし、電源も新たにとるというような必要もございませんので、そういう部分も含めながら、今後検討していくということになろうかと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 一般質問中ですが、この際暫時休憩します。

（休憩 午後12時00分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

秋森議員。

○3番（秋森新二君） 現在設置されている48基の拡声器ですが、設置当時の事業費はどれくらいだったのかその辺を伺っておきたい。また、海岸線に設置しておりますから、当然塩害の影響で耐用年数も早まるのではないのかなと素人考えながらそう思っていますが、その辺は検証されているのかお聞きします。お願いします。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。現在48基ございます屋外拡声機につきましては、防災無線がデジタル化になるときに設置したということでございます。デジタル化につきましては平成17年度から、海岸線は19年度までの間に設置してご

ございます。事業費につきましては、現在手元に資料ございませんので、後ほどお示ししたいと思っております。また、耐用年数、塩害の関係でございますけれども、当然潮風の強い、塩害のおそれがあるところに建つということでもありますので、通常は塗装によって塩害を防ぐという対策はとられていると承知してございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 事業費はまだわかりませんが、これから新設する拡声器について、現在の設置箇所を使えるようであれば、ボリュームのある拡声機を設置することになるのだらうと思います。事業費が膨らむことにはなりますが、よろしく願いをしておきたいと思っております。

それでは、通告はしていませんが、確認の意味もありまして、お聞きしておきたいなと思っております。津波警報、注意報が発表される時は、気象庁は地震発生から3分後を目標にしているようであります。現実には、東日本大震災も岩手県と福島県に地震発生後3分で3メートルの津波高の警報出しております。それが見事に外れておりまして、岩手県は8メートル以上、福島県はそれ以上の津波が来て、被害も大きくなったと、気象庁も責任を感じているようではありますが、新川と琵琶瀬の水門閉鎖と陸閘閉鎖のタイミングは、どの時点で閉鎖を考えているのか伺います。それから琵琶瀬の漁船と新川の漁船の隻数をわかるようであれば教えてください。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。津波警報、あるいは大津波警報は気象庁の方において、議員おっしゃるとおり基本的に3分以内に出すということ。それで具体的な津波の高さがはっきりしない場合は、巨大だとか、そういう表現の仕方で警報を発表するという形になってございます。それで新川と琵琶瀬ですけれども、それぞれ水門が設置されているということでございまして、この水門につきましては、現在役場の裏手にあります津波防災ステーションから手動で閉鎖の操作をする状況になっておりますので、この津波警報、大津波警報が出た場合には即時に閉鎖の作業に入ることによってございます。これはやはり、近海の津波の場合は、想定される時間が短いということがございますので、やはり即時閉鎖に入るという形になろうかと思っております。ただし、遠距離の津波の場合、例えば以前ありましたけれども、チリ沖の地震だとか。ちなみに3.11、東日本大震災のときは地震発生が2時46分でもございましたけれども、実際に浜中に津波が来たのがそれから1時間ちょっと後でございます。このように時間

に余裕があれば、そのときの状況に応じて閉鎖をかけていくという形になりますけれども、基本的にどこで地震が発生したかわからない状況においては、即時閉鎖をすることによってございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 御質問にお答えいたします。新川と琵琶瀬の漁船の隻数に関しましては、資料が手元にございませんで、後ほど示したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 警報が出ると命も大事、当然財産も大事ですから、きっと水門を利用して中に入るといことになると思いますが、即時に閉鎖という事は、約3分ということが良いですか。もう一度確認します。警報発令は約3分とっていますから。気象庁もおそらく2、3分で発表し、避難を呼びかけると思いますが、その考えで良いですね。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。地震が発生し、3分以内に気象庁で津波の有無を発表します。それに依じて、水門の閉鎖は役場の職員が手動で操作をするということによってございますので、津波警報が発表されたら防災ステーションに駆けつけて、閉鎖のボタンを押すという形になりますので、若干のタイムラグはあろうかと思っておりますけれども、基本的には手動ですぐ閉鎖をかけるということによってございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 琵琶瀬の漁業者の方から、警報発令約3分後に水門は閉まるというような話を聞きました。その辺が今、あやふやなのです。防災ステーションも山の上にあがりますから、防災ステーションの中にカメラがあるという話ですから、安心して防災ステーションで遠隔操作ができるとは思いますが、それを見ながら、引き潮の状況とか、漁船の戻ってくる状況を見ながら水門を閉めるということとはできないのか。もし、それがわかれば教えてください。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。水門にいたしましても、陸閘にいたしましても、閉鎖に関しては、やはりまず安全を確認しながら閉鎖するということは基本です。ですから、例えば、陸閘で車が強引に陸閘の門をすり抜けようとする場合は、

やはり危険防止という観点から一度止める。水門の場合も入ってきている漁船があるとすれば、状況に応じて臨機応変に対応していかなければならないと思います。

また、やはり津波の場合は不確定要素が非常に大きいわけです。例えば、通常では普通に入っていける水門であっても、引き潮の勢いが強くてなかなか漁船が水門に近づけないだとか、あるいは波が立ってとても入っていけるような状況にないだとかも考えられるわけでございますので、水門、陸閘ともカメラを設置していますので、そのカメラを確認しながら対応していくと考えてございます。基本的には即時閉めるという形でありますけれども、その状況において対応していくということでございますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 水門を利用されている琵琶瀬と新川の人には、原則は、警報発令されたら即時で閉めますよと。それと、状況を見ながら水門を閉めるのであれば、そこをきちっと説明して、周知した方が良いと思う。迷っていますよ。今後30年以内に大津波の発生確率は、前段で申し上げましたが最大40%とされています。検討する時間もあまりないのだと思いますが、町民である漁業者の命にかかわることですので、1日も早い拡声器の設置を要望したいと思います。

次に移らせていただきます。役場職員の副業解禁をということで御質問をさせていただきます。10月29日、鹿部町職員の副業が解禁。漁業支援などを想定。の見出しに、地域の活性化にこういう手段もあるのだということに驚きました。2017年に神戸市が、2018年に奈良県生駒市、宮崎県新富町が職員の副業解禁を導入済みであり、NPO活動や子供のスポーツ指導などに活用されていることを知りました。対象になっている鹿部漁業協同組合であります。このことをお話しさせていただきたいと思えます。組合員が394人、主要魚種はホタテ、スケソウ、昆布です。平成28年の水揚げは29億2,300万円。うち、ホタテが中心であります。25億1,400万円。昆布が4億900万円あります。昆布漁業者が270名、うち養殖漁業者が21名おります。この鹿部漁業協同組合の昆布の方も、年々やっぱり減少をしています。生産量が28年に4億900万円、この年に245トンが、29年に218トン、30年に180トンまで減っています。そういう危機感もある中だと思いますが、隣接の南茅部漁協と違って、元々、天然真昆布の漁場が少ないところだったそうです。それで岩盤清掃とか、漁場をつくるための転石、それから鉄鋼スラグの供給などをやって、鹿部町と連携

をしながら増産に努力しているようであります。浜中町は、昆布生産量日本一と思っていましたが、今は日本一ではないみたいです。過去30年の平均を見ますと、歯舞が今1,950トン。浜中町も4,000トン、3,000トンの時代もあったのですが、10年前から1,400トン、1,300トン代ですからね。天然コンブ生産量日本一と言いますけれども、もう日本一という言葉は使えなくなりました。収入の減少、高齢化しております。そして、気候変動の要因で生産量は減少しております。人手不足が原因でやむなく操業時間を短縮し、早めの帰港をせざるを得ない漁業者が増えつつあります。昆布を採る、昆布を干すという営々と続けられてきた地域の産業が、人手不足を原因とする縮小の傾向にあり、さらに廃業を余儀なくされるケースもあります。

浜中町も提唱する協働のまちづくりの一環として、役場職員に空いている時間を提供いただき、一次産業の応援をお願いしたい。今、進む温暖化は漁業全体に大きな影響を及ぼしております。昆布漁は台風、低気圧で出漁回数が減り、また、海水温上昇で昆布の裾枯れ、孔あき症が見られております。そういう現象が発生をして、2年連続の品質低下、減産の一因となっております。温暖化対策、機械化による労働軽減、新規就業者などの諸課題をこれまでの経験を生かして共有することにより、浜中町も漁業を持続可能な産業とすべく、新たな視点で役場職員の副業解禁を導入すべきと思うが考えを伺いたいと思います。

加えて申し上げますが、漁業という視点で御質問をさせていただきますが、前段で言いましたように、社会性、公益的な活動ですから、前段のNPO活動、スポーツ文化の指導者を含めての副業解禁とっておりますので、その点を御理解いただきたいと思えます。その上で御答弁をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） ただ今の御質問にお答えします。御質問の役場職員の副業解禁についての考えはということでもありますけれども、議員おっしゃるとおり、神戸市など全国の数自治体で、NPO法人ですとかスポーツサークル、そういったところの支援ということで適用しているということです。

また、北海道では鹿部町が服務規程に盛り込んで、10月1日から適用するという情報は承知しているところであります。地方公務員法第38条では、営利企業への従事等の制限が規定されており、任命権者の許可を受けなければ、報酬を得ていかなる事業もしくは事務にも従事してはならない、このように規定されているところであります。

当町においても、浜中町職務服務規程の第13条において、営利企業等の従事許可の規定がされておりますが、現状は、職員が本来担うべき公共的住民サービスに影響しないことなどが大前提となりますので、営利企業等の従事に関しましては個々の申請に対して、活動あるいは従事が認められるか否かについて個々の事案に応じて運用したいなと考えているところであります。

なお、近年においては、営利企業への従事の許可をした事例がないというところもあわせて申し上げておきます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 難しい問題だと私も思っております。服務規程も見せていただきました。最終的には町長の判断ということになるようではありますが、神戸市の職員2万人いますが、地域貢献応援制度というのがありまして、内容は、職員が勤務時間外で社会性・公益性の高い地域貢献活動をする場合において、市が正当だと認めた場合、報酬を受けて従事することを許可する。公務員は常に地域と結びついた存在でなくてはなりません。地域でいろいろな活動にトライしてもらい、自治体職員としての知識や経験をより豊かにするのが狙いです。職員も民間で働くことで地域課題の全体像がわかるということで、評価する声もあります。今の答弁は、将来、いろいろな課題を乗り越えた場合は解禁をするというその含みもありますか。それとも、こういう事例もありますが難しいですね、という考えですか。もう1回、その辺のことも含めて教えてもらえますか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 先ほど申し上げましたように、現状においては個別の事案、申請に基づいて、それが必要か否か判断すると申し上げましたけれども、将来的には、個別の事案に応じてそれが公共的な部分であるかどうか、それに対する社会的に環境が整っているかどうかも含めて要綱を制定する事については検討を要するなど受けとめております。いずれにしても、それは時間外であっても公務に影響を与えないような活動、こういったところがやはり基本になると考えているところであります。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 鹿部町は昆布漁にもという事ですが、神戸市も生駒市も新富町も共通しているのは、スポーツ少年団や文化活動の指導者、ボランティア活動ということですが、この場合はどうなのですか。難しいのですか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 現在でも役場の職員が地域に入りながら、いろいろな指導ですとか、スポーツの振興に寄与しているところですけども、すべて無償ボランティアで指導しています。現状は、有償でその指導に当たるですとか、そういった事例もございませんので、もしそういった事例が出てくるとすれば、個々に許可の案件かどうかを検討するというように考えているところです。

○議長（波岡玄智君） ちょっとお待ちください。職員との質疑応答は限界があります。これは極めて政策的な要素がありますので、町長の前に副町長、存念をお話ください。

○副町長（齊藤清隆君） お答えいたします。鹿部町の例を上げておりますけれども、11月1日から適用ということで鹿部町では動いていますが、現在まだ運用には至っていない状況だと聞いておりますので、鹿部町の運用状況を注視しながら検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 神戸市が最初で、生駒市、新富町、そして鹿部町の順序で解禁していますが、条件付副業解禁ですから、それぞれのボランティア活動も含めて、それぞれの市、町の特色みたいなものがあつての解禁だと思っておりますが、その中で共通している部分はありますか。その辺がわかれば教えてください。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） やはりスポーツ少年団ですとか、NPO法人が何か活動するといった場合に、職員の力を借りながら有償で行うということでもありますので、公益的な観点から職員が支援できるものに適用しているのかなと考えております。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） この副業解禁で鹿部町の盛田町長は、町外の職員も多いので、基準を明確にした上で、地元の基幹産業などに積極的に参加してもらいたい。職員のスキルアップにつなげていき今後の事業に役立てば。とコメントを残しております。副業解禁は民間の働き手の穴を埋めるだけでなく、有能な役場職員を得やすくする効果も期待できるのではないかと考えておりますし、深刻な少子化が進んで、労働力不足で小規模自治体の運営が行き詰まる2040年問題の対応策となるのではないかなとそんな考え方もあります。そこで町長から見解をいただきまして、終わりたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 国からの兼業の取り扱いが出ています。令和元年5月に出ています。あくまでも、基本的には公益的活動に対し、兼業ができるという言い方です。そして報酬についても、社会通念上と言っています。また、条件がたくさんあって、兼業時間数が勤務外の時間でやるとすれば、週8時間以下。1カ月30時間以下。平日3時間以下というふうに時間が決められています。やるとすれば、勤務時間外の話です。公益的活動という部分は、勤務時間外でできるよ。ただ今回、昆布の関係でまず一つめとして、活動自体が公益的活動にするとすればそこは難しいところがあると思うのです。漁組さんとも協議も必要ですし、派遣事業みたいになってしまうかもしれない。金額も決められて、そして全部平等にできるのかとなってくるとすごく難しいことかなと思っています。課題はたくさんあると思うのです。鹿部町がうまくいったとすれば、検討の余地はあると思います。ただ、うちは2つの漁組があって、どのようにするかということも難しいのかなと思っています。また、土日の休みの時にどうするか、昆布干しの話になってくると、どこの家に行くということも含めて決めないとならないと思います。公務員が私あそこに行きたいと言うというのはちょっと違うと思っています。ただ、鹿部町が、それをできるとしている中身を調べて、11月1日からやると言っていて、できなかったのはいろいろなことがあったのかなと思っています。想像はしているのですが、ぜひ注視していきたいと今思っています。あくまでも、公益的活動はスポーツ少年団だとか、NPO法人などに重点になっているのかなと思っています。しかし、鹿部町については、一石を投じられたような気がしますので、少し注視していきたいと思っています。

○議長（波岡玄智君） 1番川村議員。

○1番（川村義春君） 通告に基づいて一般質問を行わせていただきます。1点目の質問事項については、自然と調和する美しいまちに、であります。美しい海岸線や霧多布湿原は、町の宝であります。雄大な景観は一級品として評価されておりますけれども、観光地として誇れる美しいまち、心地よいまち、楽しいまちであるには、多くの観光客に喜んでもらえる施設整備や、景観管理が重要であると認識しております。以下について質問していきます。美しい海岸線が見られるアゼチの岬に通じる通称ハマナスロードの植栽柵、あるいは、平板ブロック歩道内には雑草が生い茂っており、海岸崖地の擬木柵も一部損傷しています。また、湯沸地区共生保安林に設置の防風柵も部分的に腐食倒壊が見られ、景観を阻害している。このような実態を把握されているかどうか、まずお

聞きをしておきます。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（赤石俊行君） ハマナスロードの関係についてお答え申し上げます。ハマナスロードは、町道湯沸1号道路、延長約1.8キロメートル。そのうち、アゼチの岬から約700メートルの区間を、通称ハマナスロードとして親しまれてございます。その区間内には、平板ブロック造りの歩道、そして植栽柵が整備されておりまして、その中には御存じのとおりハマナスが植栽されておりますし、区間内においては3カ所、総延長にして約73メートルの擬木柵が設置されてございます。現状におきまして、歩道及び植栽柵内の雑草の繁殖、また擬木柵の一部損傷の実態については把握をしております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） 2点目の湯沸地区共生保安林に関する御質問にお答えいたします。まず湯沸地区共生保安林でございますが、北海道を事業主体とする自然環境保全治山事業により、平成14年度から平成19年度までの6年間、森林造成を始め簡易歩道、防風柵などの整備を実施しております。御質問のありました防風柵の腐食倒壊の実態の有無につきましては、施設管理者であります北海道に確認したところ、防風柵の倒壊の実態は承知しているということですが、詳細な箇所までは把握していないと、そのような回答でございます。なお、この防風柵につきましては、カラマツの間伐材を使用しておりまして、おおむね耐用年数が10年から20年とのことでありますが、柵内に植栽している樹木の生育状況によって、順次撤去する計画であるということで回答を得ております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 建設課サイドでは、十分把握しているということで理解しております。それから、保安林の部分については道が管理している施設だということで耐用年数が10年ぐらいしかないの、順次植生がある程度育ってきた段階で撤去するという方針だということで、それは理解いたしました。ハマナスロードですけれども、過去にハマナスが枯れていたり、雑草がたくさん生えてきた段階で、整備をした経過があるかどうか。あるのであれば、その経過についてお知らせいただきたい。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（赤石俊行君） 植栽柵の雑草については、ハマナスが御存じのとおりトゲ

が多い植物でございまして、維持管理が非常に難しいものでございます。こういった状況の中で平成22年度に1度全部掘り起こして、ハマナスの苗を間引きしながら土の入れ替えを行ったという経緯はございます。結局その作業の後も、間もなく雑草が生えてきて、どうしても元に戻ってしまうという状況でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 平成22年に植栽の植え替えをしたと。だけれども、やっぱり同じ状態になったので苦慮しているのだろうなという思いでおります。それで、ハマナスロードの植栽柵については、雑草が強くて、ハマナスが退化しているのが現状かなと。もう消えかけている。今もいくらかは残っているけれども、もうほとんどないような状況かなと思っています。

提案のような形になるかもしれませんが、植栽柵にあるものは、全部掘り起こして肥料を加えた土を戻し入れし、そこに防草シートを張って切り込みを入れ、そこにハマナスを挿していく。そうした場合雑草が生えてこないのですよ。そうすると、ハマナスは生きるのかなと思っています。ただ、トゲがあり、聞くところによるとハマナス自体は根が増えていく植物らしいです。名称がハマナスロードですから、消す訳にはいかないので、例えば歩道の外側の法面あたりに移植するだとか、そんなことも考える必要があるのかなと。そうすれば、植栽柵の中はどうするのかとの話になってくると思うのですが、この辺で一番長くもつ花といえばマリーゴールドあたりが通年でいいのかなと思うのですが、果たしてそれが潮風に強いかどうか、そういう部分もあると思います。潮風に強いのはサクラソウ、これも多年草ですから。背は低いですが、ピンクのきれいな花が咲く。そういうのがいいのかなと。あるいは、サクラソウは春先だけですから、秋口咲く花としては、同じく多年草のコスモスなんかも結構潮風に強いようなので、そんなのも入れてやったらどうかと。それらのことを提案したいなと思います。

それから、平板ブロック内の雑草の除去については、根から殺さないとだめなのですよね。ですから、私は経験的に、やってきた事例として、過去に霧多布墓地の中に雑草が結構あったのです。それを除草剤を使って、トラックにタンクを積んで、人体に影響ない除草剤です、もちろん。それを2年ぐらい続けてやったらきれいに消えました。ですから、継続してやらないとだめなのですが、定期的に除草剤をまくことによって雑草を除くことができると。本当に墓地の公園内はきれいですから、喜ばれました。そんなことがありますので、これも参考にしてほしい。それから、共生保安林についてはわか

りました。それで了解です。今のは提案ですので、それについての考え方があればお知らせください。

2点目ですが、湯沸山については、ルパン事業でPRされている宝島となっています。岬をめぐる散策コースやキャンプ場、灯台など美しい観光スポットがあることに加えて、1年後に新役場庁舎が完成します。庁舎の視察者、あるいは展望ホールからの眺望求めて、多くの観光客や来庁者が増えるのではないかとということで、この宝島内の観光施設を点検して、心地良く楽しんでいただくための保守費用を新年度予算に計上すべきだと。今年中に点検をして予算をつけてもらうことを検討していただきたい。そう思っているのですが、その考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） お答えいたします。町内の観光施設につきましては、定期的に点検を行っております。安全面や緊急性を考慮した上で適時補修を行ってきたところでございます。

近年では、霧多布岬の遊歩道の補修、キャンプ場休憩舎屋根の張り替え補修、キャンプ場のドア周りの補修、琵琶瀬展望台の駐車場街路灯の補修などを行っております。そうした上で、観光施設の維持管理と安全面の向上に努めているところであります。また、平成30年度に行いました霧多布岬キャンプ場でのWi-Fi環境の整備、それと今年度実施する琵琶瀬展望台洋式トイレの増設など、現在の観光客のニーズに合わせた環境整備も進めております。今後につきましても各観光施設の状況把握を徹底しまして、適切な観光客受け入れ体制の整備を計画的に進めて参りたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（赤石俊行君） ハマナスロードの歩道の関係でございますけれども、毎年、年1回、除草剤の散布と草刈機で手刈りを行っておりますけれども、これは回数が少ないなと思っておりますので、回数を増やしていきたいなと考えております。植栽柵のハマナスの関係でございますけれども、議員御存じのとおり、ハマナスは根を横に張っていく植物であり、植栽柵の中での繁殖は非常に難しい植物でございますので、私自身も植栽柵のハマナスはやめたいなと考えております。かわりに、先ほどいろいろ御提案していただきましたけれども、この辺の塩害に強いような植物、サクラソウですとか、マリーゴールドですとか。そういったものがふさわしいかどうかをこれから協議して参りた

いと思います。そういったものを植栽していきたいなと考えてございます。あの場所はハマナスロードということでございますので、あの場所からハマナスが一切なくなってしまうというのは、これまた問題でございますので、先ほどおっしゃられたとおり、歩道の外側の方に自生しているハマナスがございます。そちらの方はしっかり根がついておりますので、今の植栽柵にあるハマナスはそちらに移設させて、しっかり育てただけならば、ハマナスロードという名前も保てるのかなと考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 答弁漏れで予算の関係をどのようにしていくのか。土を全部掘り上げてまた戻し、新たな花を植える。それから、ハマナスを分別して、それを路肩に植えるにしてもやっぱり人件費とかかかります。それを、私は、1年後に庁舎が完成するので、来年度中にそれを全部整備して欲しいと思っているのですよ。その辺の予算のとり方について、お答えください。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（赤石俊行君） お答えいたします。ハマナスロードについては、道路維持費で今までも維持してきておりました。同じように、道路維持費で対応していきたいなと考えてございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 私の要望をしたとおりに、観光客に優しい、美しい、心地いいまちの一端としてハマナスロードを観光客が楽しんで歩いてもらえる。また、庁舎の上からも見えるわけですから、予算を要求していくという姿勢、そういう方向で進んでいただきたいなと思っております。景観の関係について、私しつこいようですけども、ずっと質問し続けてきているのですよ。次の3点目の質問と関連しますが、景観に配慮していただきたいと思っております。

3点目に入りますけれども、第2次環境基本計画については、平成27年から令和6年までの10カ年間、環境保全の基本的な方向として、浜中町らしい景観の維持創出を掲げております。しかし、最近では遊休地化した海産干場などに太陽光発電施設が乱立し、景観を損ねているのが実態であります。残すべき景観を保全するには、エリアを定め、構築物等の設置を規制できる景観条例や景観計画の策定が急務であります。これについては、作成しますと約束されていますので、条例及び計画の策定スケジュール表の提出

を求めるといふ形で私は質問をしておりますが、その表の提出がありません。ないという事は、やらないということではないと思うのですが、今の段階でできない理由はどうも私は理解できないのですよ。というのは、私、平成29年9月定例会、それと30年9月定例会では、策定の手順として、条例に景観計画定める規定を盛り込んで審議会の設置のうえ、諮問する規定を盛り込むと。それと、アンケートも取っていますから、アンケートの結果については、本町特有の景観は守っていかなければならないという結果でありました。その活用はどのようにするのと聞いたら、条例制定の根拠と景観計画策定の参考とするということで答弁がありました。それと、平成31年3月定例会の一般質問でも、景観行政団体の指定を考えているとの答弁でありました。加えて、今年9月の定例会で、同僚議員の質問に景観法に基づく景観条例の制定は、北海道から景観行政事務の移譲が必要という答弁内容であったように思っております。

私は策定に向けての方向性が全然見えてこない。順序を立てて説明をいただくために、スケジュール表の提示を求めたのです。残すべき景観は、民有地が多くて税対策として売られたりして、守りたい景観が失われていくことに対して、策定については機構改革等によって職員の配置をして早く作りたいというようなことも、前の副町長は答えておりました。早くにそのスケジュールを定めて早期に策定すべきと思うけれども、スケジュールも出てきていませんので、どういう経過でこのようになっているのか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答え申し上げます。これまでも数度にわたり、景観の関係については御質問をいただいております。本町の景観を守る必要がありますので、条例制定は前向きに捉えて進めさせていただきたいと、これまでも繰り返し答弁させていただきました。また、景観行政団体、現在、北海道の多くの自治体については、北海道が実施しているところでもありますけれども、これの権限移譲に向けても考えていきたいということで、議員先ほどおっしゃいましたとおり、答弁させていただいているところであります。それを踏まえまして、今議会でスケジュール表もお出ししておりませんので、それも踏まえての答弁ということでお聞きいただきたいと思っております。

景観計画の策定並びに景観条例の制定でございますけれども、現在どのような組織や手順により進めるか検討中でございます。参考ですけれども、既に策定している市町村

で、策定作業に2年から3年くらい時間がかかっております。そういった事も含めまして、現時点での目標でございますけれども、次年度、庁舎内に検討組織を立ち上げるところからスタートしたいと考えております。その上で、計画の内容を審議いただく有識者等からなる策定審議会の設置、それと住民や各町内団体との意見交換などを行いながら進めていきたいと考えてございます。

景観計画は規制等を含みますので、望ましい浜中町の景観について町民との合意形成、これもしっかり行う必要があります。景観法でそのように定められているところでもあります。そういったところから、今申し上げた次年度に組織を立ち上げるところからスタートしまして、順調にいつて令和3年度の後半くらいに、北海道と景観行政団体の意向協議を終了させたいと考えてございます。それでいくと、令和4年4月1日からの施行が最短のスケジュールになると考えているところであります。できるだけ早く策定できるよう努めて参りたいと考えておりますけれども、おおよそのスケジュールでいくと、今言ったようなことでございますけれども、それに基づいて細かなスケジュールということは、今まだ申し上げられませんので、スケジュール表をお出ししておりませんけれども、令和4年4月1日に向けて、段取りを整えていきたいと考えておりますので御理解いただきたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 今言ったようなことをペーパーにして、まず概略はこうですよ、私は出してほしいなと思ったのですよ。それに基づいて、個別に、具体的に意見の聞き取りなんかもできるのかなと思ひています。今までと同じような形で、今まで答弁したことを全部まとめていくと、やらない方向にはならないなと思ひているのです。それは理解しているのです。ですが、今言われたように次年度、庁舎内検討委員会を立ち上げるよとか、あるいは策定審議会をつくるよとか、町民との意見はいつ頃聞きますという、本当に大雑把で良いからそういったものが示されて当然かなと思ひていましたので、今回スケジュール表を出してほしいということで質問に加えたわけでありませう。それで、策定審議会をつくるだとか、検討委員会をつくると言ひていますが、事務局は企画財政課の中の担当ということでしょうけれども、以前言われましたように環境政策係は今1名ですよ。係1名で係長は課長兼務というようなことで、その体制についても少し強化すると、前の副町長が人事異動等で考えると言ひていました。今後そういう体制をやっぱりつくっていかないと、策定に向けて大変だと思ひます。大変な事

務になってくるなど、やっと総合計画が終わったのでこの事に向かえるのかなと思っていました。機構改革等で、また、職員を増やすだとか、人事異動の際に考えるだとか対策を強化するとかそういった考え方があるのかどうかお聞きしておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（齊藤清隆君） ただ今の御質問にお答えいたします。機構改革の話が出ておりましたけれども、企画財政課長の方から新年度に向けて人事の話も聞いておりましたし、さらには新庁舎完成に向けて、それに直した機構の方もこれから考えていきたいと思っておりますので御理解願います。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 副町長の方から機構改革なり人事の話も出ました。確かに新庁舎ができましたら今の庁舎関連の職員が別な部署に異動する事にもなってくると思いますので、その辺も含めて、ぜひそれらをやり遂げて環境政策係、これを充実させて、ぜひ実行に移していただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。町長、人事配置約束していただけますか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） しっかりその方向で検討していきたいと思っております。ただ、本当に職員が集まってこないのです。人がいないことも含めて、課題はあります。それはしっかり副町長、担当含めて検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 次の質問に移ります。これもちょっと重い話なのかなと思ひますが、歯科医師の確保はということで質問いたします。浜中歯科診療所については、現在、週2回火曜日と木曜日に診療しておりますが、予約制みたいで、それでも結構夜遅くまで診療しているようで、患者が多いと聞いています。今後も元医師と交わした契約と同じく、茶内歯科と浜中歯科を現在の医師に任せ、その医師の元で医療行為をする新たな医師を探させて継続するのか。あるいはまた、次年度以降は浜中歯科診療所を単独で運営してもらひ医師確保を町として目指すのか。新たに医師確保に向けた現状と今後の展望について伺っておきたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） お答えいたします。現在、浜中歯科診療所及び茶内歯科診療所における歯科診療業務については、林雅輝歯科医師に運営を委託し、所長とし

て浜中の歯科診療を行っていただいております。浜中歯科診療所は、火曜日と木曜日の週2回の診療で受付時間が午後2時30分から午後5時30分、診療時間は午後2時30分から午後6時で、診療は事前予約制となっております。平成30年度の患者数を申し上げますと、1,546人で診療日数が98日。1日平均の患者数は15.9人となっております。平成29年度が患者数1,752人、診療日数98日で1日平均の患者数は17.9人ですので、1日当たり2人の減となっております。また、茶内歯科診療所では、平成30年度1日平均患者数23.4人、平成29年度27.4人とこちらも1日当たり4人の減となっております。浜中町全体で言いますと、平成27年度の1日平均患者数は40.9人でしたが、平成30年度は30.0人と10.9人減少となっております。今後も人口減少や、歯科予防の効果などにより、患者数の減少傾向は続くものと思われております。

浜中町の歯科診療所の運営につきましては、前所長から診療業務の委託を担っていたいき、安定した診療業務を行っていただいております。現在の林所長におきましても、引き続き浜中と茶内歯科診療所を一体的に運営していただき、医療機器は歯科医師の負担、施設は町の維持管理とする契約内容で、今後も浜中町の歯科診療業務を担っていただきたいと考えております。

お尋ねの浜中歯科診療所の医師確保の状況につきましては、これまで大学病院、歯科医師会、歯科医師関係など各方面に、林医師が働きかけしていただいているところでありますけれども、地方に来てくれる歯科医師がなかなか見つからない状況にあります。先日、林医師と来年度に向けての医療業務等の協議を行いました。現在、医療スタッフは、歯科衛生士2名、うち所長雇用が1名、歯科助手3名、うち所長雇用1名となっておりますが、歯科助手が3月末で退職し、歯科衛生士、歯科助手の医療スタッフの減も予想される状況となっております。医療スタッフの確保も課題となっているところで、医療スタッフ含めて、診療体制を継続していくことの確認は取れております。

現在の状況では、今後も引き続き、林所長に浜中歯科診療所に勤務していただける医師を探していただきながら、あわせて、診療日数、診療時間を増やせないかも含めて林所長と協議して、診療体制を整えていきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 私が聞いているのは、今の医療体制が果たしてどうなのでしょうかということなのです。元々は、それぞれの診療所に先生がいてやってきたのです。

霧多布地区の町民は月曜日から金曜日までちゃんと診療を受けられたのですよ。ある時期から、台湾の先生がいなくなっただとか、そういう時から上田先生に任せて、そういう契約をしたのですよ。それで、上田先生の元で働く医師を浜中診療所においたのです。大久保先生もそうですし、高野先生もそうですよね。自分が開業したわけじゃないですから、上田先生に使われて診療をやってきた。それがいやと言うか、こんな言い方ちょっとまずいかもしれませんが、釧路に自分で開業したと。その後、高野先生が来たけれども、高野先生も自己都合で帰られましたよね。その後は、上田先生は一生懸命探したはずですよ。だから、探して見つかって運営してもらえれば町としては何ら問題ない。平成28年6月定例会の予算審議で、私が町長に聞いた時の町長の答えは、霧多布地区にも医師がいて診察してもらうのが最善であり、町民もそれを1番期待していると思うので、今後も医師を探す方向で進めていきたいと。町長が答えたのです。それで、それは上田先生が一生懸命探してくれるということで、そうですかと。早くそうしてくれるといいね。そして、浜中歯科診療所の診療についても、今、茶内でしかやっていないですけれども、茶内から医師を派遣して、火曜日と木曜日に週2回やってもらうとそういうことです。そういう流れは十分わかっているのですけれども、今後の体制として、林先生も一生懸命探しているよと言っているけれども、ちょうど上田先生との契約が終わって、今度は林先生の契約になる、そういうタイミングですから、この際思い切って茶内は茶内で、こっちはこっちで、町として新たな医師を探すことにはならないのという話を今後の方向として聞きたいのですよ。大事な部分ですので、これは担当課長より町長しか答えられないと思いますので、町長の方から御答弁いただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 最初は上田先生でしたけれども病になられて、結果的に亡くなられて、そしてまた、経営が林先生に移ったという経過ですが、やっぱり今まで頼んでいた関係がありますから、そのことを今言えるとしたら探していますよという状況なのです。今の段階では、今、課長もお話しましたがけれども、その方向で今やっている最中で、ちょっと遅いと言われるかもしれませんが、林先生とのその約束はそういう約束でやっていますから、まず、そこをやらないといけません。ただ、いつまでよという話になってくると、いつ頃になるかわかりませんが、なるべく早めにその方向も含めてやっていっていききたいと思っています。そうしなければいけないと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 町長の答弁、何か歯切れが悪いのですけれども、前のときもそうだったのですよね。長年、上田医師にお願いした経過があるから今切れないよという話だと思うのです。ですから、そういう方向でいって努力はしてもらうのだけれども、火、木の日数をもう1日増やすとかそういう方向にしてくれないと。長いこと待っているわけですから、霧多布地区の住民も。緊急の場合も診てもらえないとか、そういう事態があるのかなと思うので、ぜひその辺を含めて十分検討していただきたいと思うのですが、日数を増やす考えがあるのかどうか。それを聞いてこの質問を終わりたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 診療日数の増、時間数の増という意味だと思います。やはり週5日、28年3月まで、前任の高野医師がいた時までは、そういう体制で診療していました。そのときも患者さんの人数は、現在とだいたい同じで15.9人ぐらいの人数でしたが、その後、半年間休診状態で28年10月から再開と。火、木の午後からと。午後からとなったのは、なるべく学校帰りの方とか、サラリーマンの方でもかかりやすいように、夕方も含めて診療時間にしたという経過がございます。これは議会の皆様にも御説明したとおりです。診療時間増の部分は、林医師とも相談させていただきました。医療スタッフの退職者の分が補充されて6人体制になれば、奥さんも歯科医師ですので、例えば火曜日と木曜日の午前中、歯科予防とか、奥さんのできる業務、得意分野をやるとか、そういったお話はいただいておりますので、そういう分野で診療日数や時間数を増やせないか検討するというお話はいただいております。いずれ退職する歯科助手の補充は、新年度新卒の高校生を入れるなど動いてもらって、ある程度確保できそうな部分もありますが、最近になりまして、先生が雇用している歯科衛生士が辞める話が出てきまして、4月から火曜日の午前中に対応することが難しいのですけれども、引き続き、人の確保も含めて先生と話し合っ、連携してやっていきたいと思っております。

地域の皆様が安心して治療を受けられる体制づくりを考えなければならないと思っておりますので、しっかり林所長と相談させていただきながら、診療体制を構築させていきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 期待しておりますので、よろしく申し上げます。町民要望ですから。前段に診療人数をおっしゃっていましたが、減っているのはよそに、例えば根室市に行っているとか厚岸に行っているということなのです。極端なこと言えば。ですから、ここでちゃんと診療できるような体制を整えば、私は増えるのではないかと考えています。

最後の質問ですけれども、3点目の質問をさせていただきます。これは、資料をいただきました。ありがとうございます。庁舎建設の進捗状況は順調かという御質問であります。本工事の既に発注済みの建設工事と、それから、建設工事と土木工事、これの進捗率、今後発注する個別事業の内容と事業費に変動はないかということで聞いております。また、庁舎が完成した1月に引っ越しをするという、そういうときにまでにこの庁舎の3階に書庫がありますが、書庫を今年中にすぐ引っ越しで移動できるような体制にするために、職員が自らやるべきだと思っていて、前にも何か質問した記憶があるのですが、再度、確認の意味で質問しておりますので、その辺の考え方をお聞かせいただきたいと思います。資料いただいています。非常にわかりやすい資料ですので、本当にポイントだけこの資料の説明をいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） それでは御質問にお答えします。現在の進捗状況と今後発注される工事ということで、説明の便宜上、皆様に一覧表として、お手元に資料配付させていただいております。

主要なところを説明させていただきますと、まず、水色の網掛けした部分、これが本日現在までの発注済みのところでございます。番号で言いますと、1番から12番までが現在までの発注工事になります。それから、ずっと横にいきますと赤枠がございますが、こちらの方に現在までの施工状況と進捗率を水色の網掛けの部分で示しています。1番の建築主体工事は、2階の床までというくらいの進捗状況ということでございます。建築主体でいきますと現在のところ35.8%、ずっと下まで行きまして、12番で一般車庫棟の建設工事につきましては、契約直後ということで、ここは具体的にはまだ進捗率がでてきていないというようなことで見ていただければということでもあります。同じく土木工事につきましても、下の段になりますが、19、20、21番ということで現在工事が進められておりますが、これも同じように現在までの施工状況で、避難道路の建設工事で行きますと、切土部分の掘削、縦断排水完了までということで27.7%

といったように、防災広場まで現在このような進捗率でおおむね計画どおりには進んでいると考えております。それから表の中では白抜きの色が付いていないところ13番から18番は、今後発注する予定の工事になります。それで13番の防災倉庫の建設工事につきましては、今定例会のほうに議案として契約締結の議案を提出させていただいているということで、

今後においては14番以降18番までの工事を進めるということになってございます。具体的な今後の発注する工事内容は、右の欄の工事内容ところを見ていただきますと、今後こういった工事内容で発注をそれぞれ行うと見ていただければなと思います。それから、これらの未発注の工事のところは、現在の新年度予算で編成に向かって単価の入れ替えなど積算中でございます。総じて申し上げますと大きな内容変更はありませんが、物価水準ですとか労務費など、これらの上昇を受けて事業費が増加する可能性がある、現在そのような状況あります。工事の進捗状況と今後については以上になります。

それから、2つ目の御質問にありました文書の整理と持ち込み、これは再来年の正月に職員が新庁舎のほうへ引っ越しするという中で、書類ですとかそういった部分の引っ越しの対応はどうなるかということでございますけれども、現在、当初予算で予算措置させていただいている保存保管文書適正化支援委託業務、これにより作業を進めているところです。この中では、保存年限の指定ですとか、そういったところもシステム化しながら、極力廃棄するものは廃棄します。3階にも相当数の書類等がございましたので、引っ越しに向けてこれまでも、廃棄するとかを各課の方にも発信しながら、各課においても、トラックで根室の方まで搬出して廃棄しているという作業を今も続けているところでございます。極力、保存年限等を指定しながら、スリム化を図りながら、新しい庁舎の書庫へ移動させるということで考えてございます。ただ、移動させるにあたり、職員がということになりますと膨大な量になりますし、あるいは事務機器、コピー用紙、スチールですとか、再利用可能なものの机ですとか、そういったものを選定しまして、新年度においてはそれが大体見えてきた頃、予算措置をさせていただきながら、引っ越しを業者に委託させていただきながら、あわせてその大きいもの、職員は引っ越しするまで日常業務をやっておりますので、そういったところは、業者の方に委託しながら運んでいただこうかなと考えています。ですから、12月のぎりぎりまでは、職員はこちらの庁舎で業務を行っていますので、身の回りの書類、日常、通常業務で使っているよう

なものは、ぎりぎりまで職員の手元に置きながら、それを持ち込みながら新庁舎のほうに引っ越しをするイメージで作業を進めているというところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 詳しく説明いただきました。引っ越しについては、理解をいたしました。職員に負担もかかるでしょうけれども、大きなものについては委託業者をお願いをし、予算計上するということでもわかりました。1つ答弁無かったような気がするのですけれども、今後発注する6つの工事がありますよね。白抜きの部分。これから令和2年に発注される事業、これの事業費が今、概算で出ていますけれども、この事業費に今後、変動は見込まれていないのかどうかを聞いたのですけれども、それに対する答弁がされていなかった気がするのですが、しましたか。ないということですか。若干あるのであればその内容について教えてください。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 具体的な内容という部分ではございません。先ほど一部触れましたけれども、物価の水準、労務費の関係です。これはあくまでも、去年の9月時点の積算の数字を表の方に掲載させていただいております。スライドの関係ですとかが今後発生するというので、押さえていただければというふうに思います。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） スライド条項の部分なのでわかりました。終わります。

○議長（波岡玄智君） 5番加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 通告にしたがいまして、3項目について質問したいと思います。

まず第1点は、霧多布保育所の湯沸山への高台移転についてであります。霧多布保育所の子供たちを湯沸山の高台に移転させることが、急務になっていると考えます。大地震に続く津波の襲来となったときに、パニックとなり、1人で歩けない乳幼児の避難は困難なものになると思います。山の上の保育園では、地震津波発生では、建物そのものが即、避難所となり安全が確保されると思うからであります。

それで、1点目の質問は、現在の建物の状況についてお聞きします。建設されたのは何年で、現在何年経過しているかという事と、耐用年数は何年かについて報告願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（梅村純也君） 1番目の御質問にお答えいたします。まず、築年数ですが、

現施設は昭和51年3月竣工、同年4月1日より事業を開始しておりまして、築後42年9カ月経過しております。耐用年数につきましては、概ねという表現になるのですが、50年とされております。鉄筋コンクリート造りですので。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 耐用年数50年で、現在は42年9カ月ということです。それで、現在の建物の状況です。まだ耐用年数きちっと残っているのですけれども、建物がもう40年以上経っているのですよね。傷んでいるところとか、そういう部分についてどのように感じておられますか。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（梅村純也君） 建物の状況でございますが、平成26年10月に実施した耐震診断では基準をクリアしておりまして、耐用年数につきましても、先ほど言った50年からしますと7年ほど残っております。しかし、建築後42年9カ月の建物でありますので、ドアと窓の建てつけの不良、床の一部が落ちている、窓枠の錆び、排水管の詰まりなどの不具合が時々発生しております。その都度修繕で対応しております。お預かりしているお子さんたちの安全を脅かすことがないように、早目の修繕を実施しております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 私自身も、この質問をする前に、建物の状況はどうかということで保育所を訪問し、所長に一回り案内していただきました。見たところ、外壁がレンガ造りでがっちりしたものになっていますが、揺れの影響でがっちりしているところが揺れて、厚いガラスが隅の方からひびが入っている、そういう状況が各所に見られました。何回かの地震によるもので、横揺れや縦揺れの影響で歪められたガラスにひびが入ったものだと思います。その他の所では十分使えるものだと思いますが、ただ、職員室が玄関から入ってすぐそばにあるのですが、保育所本部の事務所がずっと奥にありまして、あまり立派な建物には見えないので、私は本部ですからきちっと仕事ができるような広さであればいいかなと思いました。そういうことで、まだまだ使える状況なのですが、私の質問は、建物は良いとしても、津波に対応するときに、子供たちを安全な場所に避難させることができるかどうかの方が、新しい保育所を山の上に建てる事の方がより大切なものと考えて、山の上に建てることはできないかということの質問です。現在の状況の中で、津波発生時の高台への避難はどのようになされていますか。最

近の避難の例を挙げながら、状況の説明をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（梅村純也君） 津波発生時の避難状況についてでございますが、参考としまして、先月11月19日に行いました本年度第2回目となります霧多布保育所津波避難訓練の件についてお話しさせていただきます。これは、9時30分に地震が発生、9時33分大津波警報が発令され、9時35分に避難を開始する想定の実演でした。避難に要した時間は、上皇寺境内までが8分間、避難階段最上部段までが12分間、ゆうゆまでが18分間となりました。これは、津波浸水区域外であります上皇寺境内まで地震発生から13分間要したこととなります。この内容ですが、0歳児4人おります。1歳児が7人おりまして、合わせて11人なのですが、こちらの避難に要した時間です。保育所から上皇寺境内まで、お散歩カートというものにお子さんを乗せ、保育士が押して移動しました。上皇寺の階段の下まできたら、そこから保育士がおんぶまたはだっこで移動するという方法をとりました。これ以外の2歳児から5歳児までの自分で歩ける子供たちは、保育士が手をつないで誘導するため、若干早く全体的に2分ぐらい早くゆうゆの方に到達することができました。なお、本年3月までお昼寝は、子供たちはパジャマで行っておりましたが、この4月から去年のブラックアウトを受けまして、一刻も早い避難をするために、普段着のままお昼寝をするという方法をとっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 保育所の職員で対応しているという今の報告だったのかなと思いますけれども、こういう津波などの緊急事態の時に、役場職員が支援にやってくることは実際にあるのかなのか、もしあるとすれば、何人ほど援助に来てもらえるかですね。本庁の方から支援はどのくらいあるかということをお聞かせしてもらいたいです。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。保育所の津波避難の支援につきましては、現在、地震津波災害時の職員非常配備に基づきまして、本庁舎勤務などの職員のうちから避難支援班6名が津波警報以上が発表された場合、保育所に駆けつけて園児等の避難の手助けを行うという形になってございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 今のような状況で庁舎がここにあり、保育所がそこにあるとい

う状況で支援はこうですよという話がありましたが、再来年になりますと、庁舎はもう高台移転しています。そうした場合に、高台移転しているところから現在の保育所への支援は考えているのか、その辺のところはいかがですか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。まず、新庁舎に移転いたしますと、現在の庁舎では保育所までの距離が約200メートル程度のものが、今度は新しい避難道あるいは避難階段を使っても、今の200メートルから500メートルぐらいに距離が長くなってしまう形になります。また一方で、避難場所であります新庁舎までの距離、これまではゆーゆーに避難するというので保育所から900メートルありますが、500メートル程度になるということで、そちらの方は短くなります。それで、津波警報以上が発令発表された場合、いち早く保育所園児を避難させることは何より重要であると考えますので、新庁舎から職員を動員して、新しい避難道路を駆け上がる手助けをしていきたいと考えてございます。その場合、やはり想定される津波の到達の時間がございまして、当然、職員の安全も大事でありますので、津波に巻き込まれない形を前提として避難の手助けを行っていくと考えてございます。先ほど、保育所長の方から5分で保育所を出る、3分間後に警報が出て、2分後には保育所を出るということであります。職員も、5分以内には本庁舎から駆けつける形になりますので、恐らく坂道のどこかで合流する形になると思いますので、そこでもう全力を挙げて避難をさせると考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 庁舎が高台に移った場合、児童は保育所から上に向かって、支援する職員は、庁舎から下に迎えに来ると。この道路が出来ていないとなかなかわからない。上から下りてくると、下から上っていく人だけではなく、車も行くというようなことで、出来た後に改めてこの部分を考えていただかないと、なかなかうまくいかないと思います。それから、保育所に限らず先ほど話に出た水門や陸閘の開け閉めの担当者が下って行く時、下って行く車と登って行く車が交差する、その辺のところスムーズに仕事ができる方向に進めていくというのは、防災担当の方で庁舎ができた後の大事な課題ではないのかなと思います。先ほど来、津波に対して避難するというのでいろいろ議論が交わされたところでございますけれども、庁舎の移転は着々と進んでいて、次の課題は、子供の命を救う事。今後のまちづくりを考えていく場合、乳幼児を含

む保育園児の命を守るために、霧多布保育所移転ということがとても大事なことだと思うのですが、保育所の移転について町はどのように現在考えておられますか。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（梅村純也君） お答えいたします。町の意見といたしますか、まず、通告書の中に保護者の意見という欄がありますので、そちらのほうを先に説明させていただきます。保護者の意見でございますが、平成30年11月に霧多布保育所のあり方に関するアンケートというものを実施しております。こちらは霧多布保育所通所区域すべての世帯、1,037世帯に配布しまして267部を回収しました。回収率は25.7%となっております。そのうち、小学校就学前の子供のいる世帯からの回答は44部、配布数67世帯でしたので、この部分につきましては回収率は65.7%となっております。その内容でございます。高台移転に関する設問への回答としましては、現在地が望ましいとするものが5件で1.9%、避難しやすい場所、高台の近くが望ましいとする回答が55件で20.6%、高台移転を望ましいとする回答が123件46%、町に一任するという答えが60件ございまして22.5%、その他1件0.4%、無回答が23件で8.6%です。この集計結果からしますと、高台移転を望む声というのが半数近くを占めたということになっております。保護者の意見としては、このように押さえております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） ちょっと待ってください。答弁しなければならないでしょう。

町の考え方どうですか、高台移転に対する考え方はどうなのかを先ほど質問しましたので、答弁してください。ちょっと待ってください。やり直します。

加藤議員もう一度言ってください。

○5番（加藤弘二君） 申し訳ありません。質問の仕方が悪いっていう声もありますね。順番を間違えました。大事なことを聞くのを忘れてしまいました。父母や地域の住民はどのような考えかということで、既にもう調査されております。多くの方々が高台へ移転をしてほしいという、そういう声でした。私が直接、是非高台移転をしてほしいと言われたのは、浜中市街にある建設会社に勤めている人の子供が保育所に通っているが、現場が遠いので地震が起きたらどうしようもないのだという声がありました。それで、何とか霧多布に住んでいるが、よそで働いていても安心できるよう、高台移転をお願いしたい。というのが私に対する町民の意見でした。果たしてどうなのかなということで、父母の保護者の皆さんはどうなのですか、あるいは住民はどうなのですかと聞いたとこ

る、圧倒的に高台への移転を希望すると声が多かったということをお聞きました。そうであれば、私はそういうアンケートなどにも応える意味から、この高台移転について具体化しなければならないのではないかと、町の幹部の皆さんは考えてもらえたのかなと思います。現在のところどのようにお考えでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） お答えします。今のアンケートを含めて、やっぱり子供の命を守るということになってくると、今の意向を含めるとすれば、高台に持っていくというのが筋だと思っています。そういう意味で建てる場所も想定と言ったらおかしいかもしれませんが、今空いているところも含めるとすれば、そういう考えでいます。いろいろありますけれども、考えているところでもあります。高台に移転しての建築です。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 庁舎建設で大変お金のかかっているときに、今、町長自身が高台移転を考えるとお答えをいただきまして、私はほっとしているところです。しかし、お金がどのぐらいかかるのかという事は、今答えを求めているわけではありません。けれども、国の方から緊急防災減災事業債という有利なお金があって庁舎も建つ訳ですが、今後保育所を建設するという時に、緊防債はまだ生きているのかどうなのかということの見通しをお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答え申し上げます。緊防債の関係ですけれども、一応、時限立法で来年度いっぱいとなっております。ただ、昨今の災害の状況を見ますと、少なくとも来年度で打ち切りということはないのではないかなと事務方では想定しています。これ本町ばかりではなくて、道の担当者、事務方、起債の担当者も恐らく打ち切りという事はないという想定はしているようでございます。ただ、それに向けて実際に国に要請するのは再来年度からとなりますので、再来年度の国の予算が出される前に、地方から緊防債の延長の要望、3年前にも同じ活動しているところでございますけれども、そういった活動がされるのではないかと想定しているところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 1番の項目については理解いたしましたので、2番の方に進みたいと思います。湯沸山ハマナスロードの消えたハマナスについて質問したいと思います。

す。湯沸3番地へ向かう道路の手前の十字路からアゼチの岬に続く歩道は何年に整備されましたか。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（赤石俊行君） ハマナスロードの関係についてお答え申し上げます。何年前に整備されたかというところでございますけども、平成4年に整備されてございますので、以来、27年を経過しております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤委員。

○5番（加藤弘二君） 2番目に、ハマナスロードは端から端まで700メートル弱あったと思います。車で測ったから正確ではないですが。その中に、植栽樹が400メートルから450メートルにわたってあります。私は、植栽樹ができた時から、何でこんな自然豊かなところに人工的なものをつくるのかなと、ああいうのをつくるのは、私は嫌な方でした、自然は自然のままのハマナスロードで良かったし、車の通るところは舗装してかまいませんが、道路の横の海側のところはずっと踏み跡が残っているのですよね。当時は、踏み跡が残っていて、その両サイドに自然のハマナスが本当にきれいに咲いていました。たくさん咲いているだろうと思って、知人がハマナスの実ジャムをつくりたいと言うので連れて行って驚きました。植栽樹、先ほど450メートルと言いましたけれども、実をつけていたハマナスが右端に1株、ずっと向こうの端方に1株、2株しか残っていないのです。ずっと見たら、植栽樹の中にそれらしいものはその2本しかなくて、27年何カ月経った後どうなったかをずっと調べてみました。すごい場面を見ましたね。アゼチ岬の方へ行くと、結構残っているのですよ。ハマナスが。それから、あの広場からもうちょっと西側のほうに行くと、ものすごい勢いでハマナスが伸びていて幹が本当に直径が2センチから3センチになっていまして。そして、コンクリートの植栽樹のすき間から枝が出ていて、そして伸びようとしていました。それを見て私は、ハマナスというのは根で伸びるし、それから実をつけてだんだん熟してきて、それが風で飛ばされて、そして種になって増えていく、そういう植物だと思いました。だから、植栽樹に育てたハマナスは、外部に根を張ることができなくて滅びたのではないのかなと思いました。それから、種は風で飛んで、先ほどの質問の答弁で建設課長が言われたように、植栽樹から離れたところに種が飛んで、若い芽がずらりと並んでいるのですよね。ハマナスに関して言えばそうだと思いますし、それから、それに対する答弁聞こうかなと思ったのですが、先ほどの建設課長の答弁が私は正解だと思います。繰り返す

になりますが、根で伸びるのを遮られたので柵を除去する、柵を作らないで育てたほうが良い。本当に自然に自然の花が咲く、道理あるやり方ではないのかなと思います。そういう面からすると、外すのにお金がかかるかもしれないけれど、植栽柵を全部取っ払って、石畳のような歩道があるのですが、あれは町の方にお任せしますが、私は前のように土の道か、あるいは木の木端をずっと敷いて歩道にするとか、あまり手のかからない、草刈り機で雑草を刈るくらいの幅で土の歩道をつくるのがいいのかなと考えていたのですが、先程、建設課長がそのように言ったので大体自分と同じような考えをされているなと思ったのですが、ハマナスの伸び方とそれからハマナスロードの育て方について今一度、どのように考えているか話していただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（赤石俊行君） ハマナスロードについてお答えいたします。先程の1番議員さんの答弁と重複するものになりますけれども、議員御存じのとおり、ハマナスは根で横に伸びていくものでございますので、植栽柵の中で、仕切りのある中ではなかなか生殖しにくい植物だと思っております。そういった意味では、同じようにハマナスを中心に植え込んでも、また同じようなことになるのかなと考えておりますので、今後は違う方向で考えていきたいと思っております。ハマナスロードということですので、歩道の路肩の自然の部分に移しかえて、種でも自生していきますので、自然の状況の中でしっかり育ってくれば、ハマナスロードというネーミングも、そしてハマナス自体も守っていけるのではないかなと考えてございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 今お話されたように進めていってほしいです。私は、ピンク色のハマナスも好きですが、白い色の花ですね。あれも大好きなのですよ。また違った色のハマナスもこの辺に自生していれば、ハマナスロードはピンク一つではなくて、白いやつもちょぼっ、ちょぼっと入れて賑やかにやってもらえれば、ちょうど太平洋が見えるところにハマナスが咲いて、後に新庁舎があると。大変すてきな、絵になるようなハマナスロードに生まれ変わるのかなと思いますので、頑張ってやっていただきたいと思っております。それでは、3点目に移ります。

○議長（波岡玄智君） 一般質問中ですがけれども暫時休憩します。

(休憩 午後 3時 2分)

(再開 午後 3時30分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

5 番加藤議員。

○5 番（加藤弘二君） 3 項目について質問したいと思います。海岸線に居住する住民の合併浄化槽の普及状況について、全町的に下水道施設が敷設されて 20 年近くなります。下水道が敷設されない地域は、合併浄化槽の設置で海への汚染水の流出を防ぐ方法で進められてきました。その後の合併浄化槽の進捗状況はどうなっているか。集落、地域ごとに合併浄化槽の設置戸数と未設置戸数を表にして示してくださいということをお願いしたところ、資料が出されてきました。

この当時の下水道管を通すというあの議論は、特に私は海岸線で見たのですけれども、海に汚染水を流さないということで集落ごとに、暮帰別は暮帰別、新川は新川で何回か集まりをもって、当時の建設課長が中心になって私のところの暮帰別にも説明に来て、その説明の中で、クリーンセンターから流れる水はコップで飲んでもきれいな水だということまで課長は説明しまして、本当に飲めるのかなと、私は本気になったほど、本当に真剣に海をきれいにするということで、スムーズに下水道につながる水洗トイレの工事も期日までにやって、私の家なんか一軒家ですから、家のために道道 123 号線に管を通してやってくれるほどのやり方だったと思います。それで、下水道管が通らない地域では合併浄化槽でやるのだということで、そういう勢いで進めてきたのですが、今日配られた資料を見て驚きました。確かに湯沸、渡散布、ここは下水道管が通っていないと、皆さん合併浄化槽で汚染水を処理するということでした。たくさんあるのですけれども、火散布や藻散布や榊町は、ちょっと離れたところに下水道管の通っていないところ、橋の向こう側に何件かあるとか、そういうところなのですが、奔幌戸、貫人などは海岸線で昆布漁場を目の前にしているところなのです。

それで、海岸線のところで湯沸、渡散布、奔幌戸、貫人、恵茶人、この辺のところの設置率が大変少ないので、上のほうの湯沸や渡散布で設置未実施の原因がどんなところにあるかということの説明していただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） 御質問にお答えいたします。海岸地区、未実施の理由ということかと存じますけれども、実は町といたしましては、平成 23 年 5 月に下水道未

整備区域の計235世帯を対象としまして、23年度以後の設置意向を把握すべく、合併処理浄化槽設置アンケートを実施しました。回答率につきましては、約半数の49%でございましたけれども、設問の中で、今後合併処理浄化槽の設置を考えているかという問いに対して、考えていないと答えた世帯が58%を占めております。その考えていないと回答した58%の世帯のうち、設置費用が高いということを理由に掲げられている方が48%でございました。その他の理由といたしましては、自身が高齢であること。それから、後継者がいないこと、単純に単身世帯であること。そういったことも、ほかに理由として挙げられていたところでございます。

合併処理浄化槽の整備費用は5人槽で約180万円、7人槽で200万円ということで、設置後も浄化槽法で義務づけられている法定点検等の費用などもかかってまいります。このことから、やはり未実施の理由といたしましては設置費用、それから設置後の維持管理費用の負担の大きさというものが大きな理由になっているのではないかと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 5番加藤議員。

○5番（加藤弘二君） このような数で、そしてまた理由は、今、様々述べられておりますが、高齢であったり、あるいは後継者がいないとか、そういうことを理由に挙げていますけれども、当初、下水道を通すということでの意気込みからすれば、皆で協力し合ってやらなければならないというようなことだったと思うのですが、あれからもう20年も経って、今のような理由が述べられて、浜中町が計画した汚染水が流れない前浜をきれいな海にしていくという初期の目的が果たされていない状況です。やはり初心に戻って何とかこれを浜中町の力で、できないと言ったらそれまでかもしれませんが、こういうことを貫徹するということが私たちの町にとっては本当に大切なことではないかと思うのです。

最近の新聞などを見ても、2090年には昆布は4分の1にまで減るだとか、あるいは地球温暖化でどうのこうのととか、あるいは福島県の放射能の汚染水を少しずつ希釈して海に流すとか、そういうことが勝手に言われている中で、我々は漁業を、1次産業を主としている町なので、まず我々の区域で守るべき責任は果たしていこうということが、他の地方で色々なもの流すのはやめてくれと胸を張って言えるのも、そういう浜中町の取り組みがあってこそ、我々がそういう汚染水を流しては困ると、断固やめてくれということにもつながると思います。私は、まず汚染水処理のことについて先ほど言い

ましたけれども、しっかりやるという方向でこの問題を考え直すことはできないものかということで、私が質問して以来、町はどういう立場に立ったかをお聞かせ願います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） 御質問にお答えいたします。下水道が整備されてから、未整備地域につきましては合併浄化槽の設置ということで進めてきました。平成12年度から16年度にかけては、農村地域で集中的に中山間事業等を整備されたという経緯がございます。また、例えば散布地区におきましては、下水道を整備する際、未整備区域につきましては、そういうふうになりますよと、個人設置型いわゆる浄化槽になりますよということも住民説明会で納得いただいているということで、実は平成21年度から浜中町合併浄化槽の設置整備事業補助金というものを出しております。平成30年度までに計43件、この補助金を活用されております。ただ、海岸地区におきまして整備が進んでいないという現状がございますけれども、現在のところはあくまで合併浄化槽の設置につきましては、まずは個人の意向・意思というものを尊重するということがベースとなっております。しかしながら、やはり浜中町の豊かな自然、それから先ほど議員申されましたとおり、第1次産業との共生を図るという観点からも公衆衛生の向上と、快適な住環境の構築というものは引き続き取り組んでいかなければならないと考えておりますけれども、まずは現存の町の補助金制度を活用していただくべく周知の徹底、それから普及啓発、これをさらに進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 5番加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 私は、これから考えるという時期はもう過ぎているのではないかと思います。ただ、過去のことで、設置した人と設置しない人、結果として設置しない人が得をしたような不公平感が出るのは良くないと思うのです。何らかの形で合併浄化槽を設置して、しかも自分の懐から出る費用が半額になる。しかし、合併浄化槽のつくり方、機能の果たせるような合併浄化槽をつくって、そして、しかも半額でやるなどそういう視点を考えて、半額でできるように考えた。これで何とか100%できないのかというようなことで、やはり町の真剣さというものを町民に示すことが大事ではないのかと私は思うのです。実際のところ、こういう地域でもちゃんと合併浄化槽をつくった家もあるわけですし、しかも、家族が多くなったので新しく建てるというところが率先して合併浄化槽に替えているというところもあるのですが、新しい家を建てるのを

待つということではなく、やはりこちらから今言ったような方法で機能は十分果たせる、しかし、個人で出すお金は半額になると。20年前に皆で約束したことだから、何とか個人の努力で初期の目的を果たそうとした、そこに戻って協力してもらいたいというような案を立てるなどということも私は考えましたが、今までの継続ではなく、新たな考えで進めるというお話はいかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） 御質問にお答えいたします。先ほど町の補助制度のお話をさせていただきましたけれども、こちらの制度、例えば5人槽におきましては先ほど経費的に180万円かかるということなのですけれども、町の補助金につきましては約2分の1の90万円、7人槽以上につきましては95万円補助されるという仕組みになっております。先ほど周知の徹底、それから普及啓発というお話をさせていただきましたけれども、やはり今一度この補助制度の内容等につきまして、町広報、ホームページはもちろんですけれども、例えば該当地域である町内会・自治会と情報交換、連携を図らせていただきながら、さらに周知して、合併浄化槽、補助制度をPRしていきたいということが現時点での考えでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 5番加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 今のようなことで、私は何とかすべての人に周知していただいて、それが実現するようにやっていただきたいと思います。それで、私、今日このように質問に立ったのは、やはり集落に住んでいても川が流れているわけですよ、海に向かって。それで設置率が21%とか、それから湯沸では6.8%、みんな川が流れているのですよ。そういう中でどこの地域においても漁民が一番集まる地域がそういうところなのです。そういうところの人が、自分はやっているのだけれどほかの人がやらないというのはどうなのですか、あまり集落のことは言いたくないけど。と言いながら訴えてくるのです。やった人がやってない人を集落の中で、あんた何やっているのさというふうには言えない感じもあるので、だから私にそういう文句をぶつけてきて、今日のような質問になったわけなので、どうかこれは合併浄化槽をきちんとつけた人の意見からの質問となっているのと、それから、やむにやまれず今日まで来てしまった人もいると思うのです。そういう方々がどういう形なら協力できるのかというところまで詰めて、そして担当課としては大変だと思うけれども、私は100%に向けて、それを堅持して進めていただきたいと思いますが、町長はいかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 私もそのように思っております。そのようにこれからも地域、そしてまた未設置のところについてはお話をしていきたいというふうに思っています。ただ、どうしてもできないというところも結果的に出てくるかもわかりません。出てくるかもわかりませんが、担当としてはそのようなことで運動を進めていきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 9番落合議員。

○9番（落合俊雄君） それでは、機会を与えていただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

松本町長は10月の町長選挙において3期目を目指すとして立候補され、見事当選を果たされました。そのことに対しましては、改めましてこの場で祝意を申し上げるところであります。しかしながら、その後、本定例会開催に至るまで議会において3期目に向けた所信というものを表明されておられないことから、改めてこの場で質問をさせていただきたいと思っております。

まず、町長御自身、これまで2期8年どのように総括されておられるのかお伺いをいたします。また加えて、これからの4年町のトップリーダーとしてどのようなまちを目指してその運営にあたられるのか、それも含めてお答えをさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 私は、平成23年10月から長谷川町長の後を継ぎ、これまで2期8年、町長の責を務めさせていただきました。思い返してみますと、多くのことがあったと感じております。

当時、私は副町長でありましたが、長谷川町長が病氣療養中で町長職務代理者の任に就いていた平成23年3月、あの東日本大震災が発生し、町長不在の中、震災復興にあたらせていただいたところから既に始まっていたように感じております。長谷川町長は、その後9月にご勇退され、私が後を引き継がさせていただきましたが、平成23年と言いますと、現在の第5期浜中町新しい町づくり総合計画の2年目であり、長谷川町政を引き継がなければならないことはもちろんのこと、東日本大震災を目の当たりにして、災害に強いまちづくりの必要性を感じたところであり、私が担わなければならないとの強い使命感もあったと思っております。

現在、防災機能を備えた役場新庁舎の建設は、多くの町民の皆様や議員の皆様と多くの議論を重ねた結果、皆様の御理解のもと着々と工事が進んでおり、霧多布海岸の防潮堤嵩上工事についても来年度末には完成する見込みであります。防災対策についてはまだ道半ばだと思っておりますが、着実に進めることができたと思っております。

2期8年と一言で言ってしまうえば短かったように感じますが、短い中でもこの8年の時代の流れは非常に早かったと思っております。高齢化と少子化はますます進み、都市部への人口流出等と相まって、本町の人口は減少し続けておりますが、本町の基幹産業は酪農と漁業であります。この産業を振興し、働きながら安心して子育てができるよう、高校生世代までの医療費の無償化であったり、保育料の負担軽減、就業交付金制度の創設など、さまざまな施策を展開してきたと思っておりますが、浜中町が今後も持続的に発展するためには、まだまだ道半ばだと思っております。以上が8年間の部分であります。

これからの4年ではありますが、本町は酪農と漁業を基幹産業とする1次産業の町であります。その産業とともに本町は発展し、管内で唯一、1次産業従事者が5割を超え、おかげで他の町に比べ人口減少は遅かったと思っております。しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、高齢化と少子化はますます進み、都市部への人口流出等も相まって今後も人口減少は避けて通ることができない大きな課題であります。いくらかでも人口減少スピードを抑え、今後も持続可能なまちづくりを進めなければならないと思っておりますが、そのためにこれまで本町を支えてきた第1次産業をいかに守り、振興していくのか。これまでも実施してまいりましたが、後継者の対策や若い世代への子育て支援を継続し、誰もが安心して暮らし続けることができ、町民一人一人がまちづくりの主役となる協働のまちづくりを目指したいと考えております。

防災対策はもちろんでありますが、選挙時に申し上げましたとおり、これからの浜中町を、さらに、産業を担っていくのは、今まさに子育てをしている若い世代であります。若い世代が浜中町に何を求め、どのように働きながら子育てをしたいのかなど各産業に携わる青年や子育て中の若いお母さんと対話しながら、将来の浜中町を担っていかれる若い世代の期待を背負うべく町政の執行にあたってまいりたいと考えているところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 3期目を迎える町政について、なんとなくフワッとした質問を

したら、そのとおり返ってきたというのが私の受け止め方であります。私もここに再び席を得るまでの間、8年半という空白期間がございます。加えて言うならば、一般質問だと9年以上前の話ということで、もう既に隔世の感は否めないのではありますが、町長選挙公示日に町長は数カ所で街頭演説をされているというふうには思いますが、あいにく私は、その日ちょっと都合がありまして町長の街宣を聞くことができませんでした。加えて、11月の町広報にこういう就任にあたってのあいさつというものが掲載をされておりまして、こういうものをざっと一読させていただいて、道半ばという言葉も引用されていますことから、あえて今回質問させていただこうというふうに思い立ったわけです。

この2期8年というのは、私は既に下野しておりまして、町長は否定されるかもしれませんが古い友人の1人として、また一町民として、基本的に私自身は温かく見守ってきたつもりではございます。この間いろいろなことがありまして、平成23年3月の町長が言われる東北の震災、いろんな動きが出てきて、本町もそれに絡んで平成26年ですか、26年の秋のまち懇ではいわゆる新庁舎問題を一つの議題としてのまち懇が各地で行われました。その結果、物凄い二分した意見がそこで出てしまいまして、その後12月定例会、翌年27年3月定例会の2つの定例会において、未だかつてないほどの議論が交わされたというふうに私も承っております。そうした中で、まちづくり懇談会を終えた時点で町長は判断をどういうふうにされたのか。このままこれの提案をしようと思われたのか、それともじっくり考えようと思われたのか、その辺についてはいろいろ経過を含めて大体は理解できるのですが、どうしてもその27年3月の定例会にこの案件を提示しようとするまでの間、どういった努力をされたのかが私、一町民としては見えてこなかったのです。その間の努力があったのかなかったのか、何をしたというそういう部分が町長の口からあまり聞こえてこなかったように思います。自らが提案しようと思うものについては誠心誠意努力をする、行動する、汗をかくという、そういうものが求められていると思うのでありますが、果たしてその間は町長どういった行動なりをお取りになったのか、まずそこから私の8年間の記憶を埋めるお手伝いにちょっとお付き合いをいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今、議員言われました記憶を埋めることを手伝ってくれというお話でありますけれども、私はこの間、この8年間中で庁舎建設に関して言えば、多くの

会議を重ね、そしてまちづくり懇談会も重ね、そして各議会含めて一貫して説明してきたことでもあります。そのことについては、あくまでもこの庁舎建設に関して言えば、しっかり高台移転していくのだという決意で、最初から協議の方向を決めた段階から、そのことを通じて、そのことを持って挑んできたというふうに思っております。ですから、確かに3分の2の議決はとれませんでした。可決されませんでしたけれども、その後も庁舎移転につきましては高台移転ということでの視点ですととき、今日に至ったと思っております。その中で、結果的に全会一致で高台移転ということでは決着したものだと思っております。その中で経過としては、議員では断腸の思いだという方々もおりましたけれども、結果的にあくまでも議会では全会一致をいただいたというふうに思っております。決してぶれるというか、揺れるということはなく、今日の建設までたどり着けたのかなという思いでおります。

この8年間で多くの時間をその部分で費やしたのかなというふうに思います。その後、災害、災害復旧含めて庁舎建設、防潮堤を含めて今日に至ったのだらうと思っております。思いというよりも、その方向で走ってきたというふうに思っております。私はそう思っているところです。以上です。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） どう行動したか、どう汗をかいたかについては、あまり答えがなかったと思いますが、結果として、27年3月の定例会で可決に至らずという状況が生まれ、その年の4月の議会議員選挙が、あたかもこれを争点化したような選挙が結果的には行われました。しかし結果は変わらずということから、その間半年、私から言わせると迷走したあげく、現在の庁舎移転が可決されたというふうに私のほうでは見えていました。そのことが選挙の争点のようになってしまったことが、ある意味でいうとその4年後、今年の春の議会議員選挙において、いわゆる報道の材料になるようなことをもたらした要因ではないかというふうに考えられなくもないのです。それはなぜかという、一定程度の多くの声があったにもかかわらず、その声を反映された結果ではなかったという思いが、反対をしていた町民の中に残ってしまった。ある意味で言うと、これは溝をつくってしまったと言っても良いのかもしれないです。

結果的にそこでこの春に農村出身の3人の議員の方が勇退をされた後に、誰か後継が出ないのかという話になったときに、そこに積極的にかかわって議会に臨もうという意欲を持つ人が現れなかった。それはなぜかと言うと、やはりそういう無力感、以前4年

前の結果、自分たちの思いは通らない、伝わらないという無力感による意欲の喪失といったものも一方であるのではないかというふうに私も感じました。こういうことではいけないということで、関係のところ何か所かにどうするのだというお話をさせていただいたのですが、極端な話「もういいのだ、放っておけ」という、そういう諦めを超えたような認識が一定程度、町内、特に農村部のほうにあったという、それが結果的に定員割れを起こしてしまった、そしてさらに補選という形で今回補充はされました。されど、当事者というか、そのなんとなく無力感に襲われているそういう気持ちを持った人達にとってみると、そこに補選があるからそれに臨もうと、いうそういう意識が全くない。本当に悲しむべき状況であると。これは先ほどもちょっと触れましたけれども、そういうところのやはりその溝を埋めようという努力がどこにもなかった。だから、その過程においてこの4年間その溝を埋めようという努力をされてこなかったのではないのかと。そのことがこの春の改選で定数を割るといふ、そういう状況を生んだ要因につながっていると私はちょっと感じたものですから、こういうお話をさせていただいております。

すなわち、今日の一般質問の最初のほうにありましたが、若い世代との話の場を持つと。若い人たちがやはりそういう中で町に期待するものがない、というふうな思いを一方で持ってしまったその要因はどこでできたのか。そういう部分で言うと、もうちょっと丁寧な説明なり行動が、その間あることがより望ましかったのではないかというふうに私は率直に感じているわけです。

これから先のまちを考えるという話になったときに、その世代、若い現役世代が何を考えているかというのは大変重要なことではあります。ただ、その世代が行政に対して注文をする、要求をするというそういう思考に向けていかないと、まずならないということです。確かにこの春、誰も出ないのかという話の中で、数人の候補者と思われるような人の名前が挙がった経過はあります。されど、現状としてそういう場に臨むような環境にない、状況にないということで止まったのです。

今回の改選で勇退された議員の方々も、やはりその規模が大きくなって、自分も労働力の一つとして欠かせない存在になっているのだ、だから厳しい、ということも一つの理由に挙げられていますし、大きく言えば、昭和から平成に変わった時代、町長は農林課が長いので十分御存じだと思いますが、時代が平成に変わった頃から酪農家の間で牛の飼養環境、飼育方法というのが一定程度変わってまいりました。繋ぎ飼いからフリー

ストールというような状況で変わってきて、さらにそこにパーラーとかそういうような設備が必要になって投資が必要になってくる。そうした中で、以前では、昭和では考えられなかった町内においてもメガファームという、俗にいう生乳生産が年間1,000トンを超える農場が、平成に入ってから散見されるようになってきて徐々に増えてきた。それがさらに進んで、今後、近年は国の政策とも相まって、さらなる規模拡大という風潮が出ています。労働力の限界を超えるというものに対して、従業員もしくは研修生を確保するであるとか、あとは最新のロボットという、そういうものを導入されながら一定の規模拡大を図るといことが若い世代に結構進んで取り入れられている。やっぱりそうなってくると、そういう環境の中でやってくるとなかなかこういう場に臨もうという余力が生まれてこないというのは確かにあると思います。だけれども、それで片づけて良いのかというと本来はそういう問題ではないと思うのですが、どうしてもそのことを最優先にするがあまり、町民としてどうあるべきか、どういう意見を持つかというところになかなか思いが至らなくて、自分の経営をどうやって守るか、どうやって伸ばすかということにどうしても専念しがちになってきているという世代が今中心になってしまった。だから、なかなか農村部から、いわゆるこういう場に臨む後継者というのが現れづらくなってきたのだというふうに思います。けれど、そういう背景もあるのではありますが、先ほど申し上げましたように町を二分するような議論をしたあげくの無関心とか人任せというそういう状況を生み出したということも、これは一方で事実ではないのかと私は考えていますが、こういった点について、町長はどのような認識をお持ちかということをお伺いさせていただきます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 決して言い分だとかそういう話ではなくて、今現在でもやはり農協からも要望はきていますし、ただ、その要望は来ているけれども、今の各酪農家のことを見ると、要は今まである酪農振興という形ですと補助事業などいろいろな形で支援してきましたけれども、ある程度良くなってきたと言ったらおかしいですけども、自分の経営で、補助金をもらわなくても、助成を受けなくても自分たちでできるという時代にもなってきたというふうに思っています。

そういう意味からすると、それほど地域から議会に出て、多くの今までの先人たちは、酪農振興しっかりやってくれということで、議員の立場からもまちづくりに参加してきた。ただ、今の状況になってくると、そのまちづくりとか酪農振興ということに

関して言えば、町に期待する以上の金額がかかっているような気がするのです。自分たちでできる時代になってきたというのもあるのかなというふうに思いますけれども、ただ、今そういう意味からすると期待度は薄くなってきたのかなと思っています。それが一つの要因としてはあるのかなと思っています。

ただ、今、町議選で立候補が少なかった、出なかったということと、先にお話ししました庁舎の関係だとか、意欲がなくなった、溝ができたというふうに言われましたけれども、果たしてすべてがそれに当たらないように私は思っております。今の情勢がそうなったのかなというふうに感じているところであります。ただ、農業者のほうにとってみれば、確かに3人の方が辞めた。リタイアしましたけれども、後継者をつくらなかったということも含めるとすれば、そのまちづくりから関して言えば冷たい言い方ですけども、後継者をつくらなかったというのも一つのその人たちも課題であったと思います。今まで町を引っ張ってきたのですから、その方々が全員いなくなるということからすると、それはそちらにも責任はあるのかなというふうに感じています。そして、町長としては、それほど溝があるのではないかと議員言われますけれども、町長が鈍いのかもわかりませんが、あまりに感じていないところでもあります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 溝があるかないかというのは受けとめ方の問題であります。期待度が下がったという、町に対する期待、今町長からお話ありましたけれど、町に頼らずとも自らで我が道を切り開くというような強い意志、思いを持ってやっておられる若手も結構おります。実際には、確かに生乳の販売に関しても、系統の販売に頼らず自らその道を切り開くと言って別な選択をされている農家も散見をされております。これは、あくまでも自己の判断ということにはなるのでありますが、ただ、今、町に頼らずとも我々の経営はやっていけると。しかし、経営と生活というのはまたこれ別な話でありまして、やはり経営が100%だという考え方に立つべきではなくて、やはり自分の生活の中で行政というものとの関わりをちゃんと持って、認識してそこにきちんとした見識を示す、意見を出すということは当然必要なのでありまして、経営に対しては町に何を言うことはないというのはあるかもしれないです。だけど、生活という面に対しては行政に大きな注文をする機会を、ある意味で言うところの春は失ったわけですから、確かに後継者をつくらなかったと、それはそちらが悪いのだという町長のお言葉でしたが、それはそうかもしれません。されども、そういうふうな情勢を知ってこ

なかった、私も過去経験者ですから含めて反省はしなければいけないと思います。でもやはり、そういう中でいないということに対して何の危機感も持っていないという現状に、私は危機感を感じたのです。だから、本来であれば黙って引っ込んでいろという、そういう年代なのが、再度出てきたというふうになってしまったわけですよ。危機感を持っていないということに危機感を持ったのです。私自身は。

この2期8年については、いろいろなことがあって、それでもこれから先、あと1年2ヵ月後には新庁舎に移行するというところまで来ました。先ほどの町長の最初のお答えの中で、道半ばだというお答えが、お言葉があったように思います。3期目4年の間でこの2期道半ばというのは一体何を指しているものなのか。

私が見るところによると、いわゆるそのこれまで掲げている3つの項目については、産業振興、これ道半ばというか、これは永遠の課題ではないかと。極端に言えば、これで良いと、終わりだという課題ではないように思いますし、それから災害に関して言いますと、これからいろいろな整備を進めたとしても、これで万全だと言えるものが本当にできるかと言えばそれはまずないと思います。万全と言えるものは、整備を進める中で、その時点で最善のものを選択するという努力はされても、それが万全だということに至ることはまずないでしょう。これをあと4年で、この防災対策を完璧に仕上げるのだという話になるかと言ったら、私はおそらくならないと思います。これからもずっと課題として残り続けるでしょうし、その対応に追われるかもしれません。だとするならば、ここで言う道半ばというのは一体何について道半ばなのか。少なくとも2期8年の経過を踏まえて、この4年で半ばとされるものの課題として、一体どういうもの具体的にお考えになっているのかが最初のお答えの中にはあまり見えません。

御自身が道半ばとおっしゃるのであれば、何が半ばなのか。具体的にここでお知らせをいただきたいと思います。町広報紙も見ましたし報道関係のいろいろな記事も読ませていただきましたけど、道半ばという使い方というのは具体性に欠けるのです。はっきりと政策課題として自身が首長としてこの4年で何を為したいと思うか、それを提示することが本来あって然るべき所信表明であろうと思いますがそれが無いということと、道半ばというのは具体性に欠けるので一体それは何ですかと。一般質問で各議員からいろいろな提案があり、質問がある。そのことを受けてそれをただ実現するためであれば、自らは一体何なのかというふうに普通は思われます。自らが何を課題として取り上げ、それをこの任期の中で少しでも進めようとされるのか、そういったものがより具体的に

お示しただけであれば、私もこの道半ばという言葉の裏側が見えるのですが、今のところ何も見えてこないで道半ばの裏側をこの際お話いただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 私の言っている道半ばというのは、前回もそうですけれども私のスローガンである第1次産業の振興、さらには災害に強いまちづくり、いずれにしても、道半ばという表現が悪いと言うのであれば悪いのかもわかりませんが、それをしっかりやっていくというのが道半ばだと私は思っているのです。

具体的にどうなのかと言ったら産業振興なのです。それと、災害に強いまちづくり。今もやっていますけれども、その継続です。もし私があと4年で終わるとしても、道半ばではないのかと、ずっと続けていくのが首長としての責任ではないかと思えます。特に、子育て支援の充実の中でひっかかってきたのが子育てをしている人たち、その若い世代とのやりとりが難しかったし、町長も十分理解していないなということで、重点的に今回若い人たちとの対話を含めてやりたいということになります。ですから、私はその道半ばというのはすべてなのです。第1次産業の振興、農業・漁業の振興もそうですし、災害に強いまちづくりもそうですし、そしてこれからやる若い世代の子育て支援のこともそうです。それを一生懸命やっつけよう、そしてまちづくりに生かしていこうというのが私の考え方です。

具体的に何をするのかということになってくると、対話して良いものをつくっていきたい。ただ、先ほども質問の中で答えたところでもありますけれども、農協青年部との話もやったんです。良好な関係で話をしましたし、「ちえのわ」の方々とも、一生懸命頑張っているからというのが2つの組織だったと思います。それを町長に報告しに来たのだろうというふうに思っています。できるのであれば、まだそこは漠然としていますが、しっかり農業守ってねということが2つの団体の意思だったのかなというふうに思っております。道半ば、町長の道半ばというのは、その仕事をし続けるために言葉として使った次第であります。以上であります。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 道半ば、すべては道半ばであるというお答えだったのですね。それも一つの政策といえば政策なのかもしれません。されど、やはりあるべきはその4年で何かを成すという強い信念を持って、そしてそれを施策として打ち出して、予算化して、議会なり町民の理解を求めて進めると、そういうものがやはりより多くあってほ

しい。

首長としては各界各層の要望を受けて予算化をする、実行に移すと言うのであれば、言葉は悪いのですけれども、万屋になってしまう。自らの意思というものがそこに見えてこなければ、やはりそのなかなか難しい。それは例え町長がこうしたいという思いを軽く述べられたとしても、それを職員の方々がどう判断すれば良いのだといったときに、その思いの強さなり、内容なりがしっかりと伝わればそれを具現化する。そのように、きちんとした成果として表れるような気はします。それがなく、ぼやっとしていると、なんとなく全体がぼやっとした感じですがすべてが何とはなしに継続されるという、そういう部分が出てきませんか。いわゆる刺激がないと人は育たないのですよ。そういう部分でいうと、リーダーシップをはっきりして、俺は何がしたいのだという部分をもう少し明確に打ち出すことが、結果として良い方向につながっていくのではないのかなという素朴な思いも私にはありまして、あえてこういう変なやりとりをさせていただいております。時間もだいぶ経過していますので、あまり長くはしたくないので、そういう部分はこれからしっかりとやっていただきたいとの私の要望です。

続いて、1年2ヵ月後には新庁舎に移行するという話でございますが、役場内の一部を除いてほぼそこに集約されるという形に恐らくはなるはずですよ、予定では。ただ、そういった中で、いわゆる改めてというのではないのですけれども、移行するにあたって庁舎内の機構含めた見直しを図るほうがよりよろしいのではないかと素朴に感じます。今は拠点と言われるところが数ヵ所にありまして、その間を行き来したりして、この書類はあっちへ持って行って、この書類はそれを受けてこっちに持ってこなくてはならないという、いわゆる不便さがあるわけです。今度はワンストップだということにおそらくなるのでしょうから、そうなったときにその業務の重複なり効率化というものをきちんと図った上で、新しい庁舎に臨むべきというふうに私は見えてそう思います。やっぱりもう少し整理をして、本庁のどこにどういう人員が必要なのかというのをもう1回きちんと整理をする。今までは複数の箇所に分かれていたことによって、やむを得ずこういう配置にせざるを得なかったというものがあつたように思えます。今度は1つに、1ヵ所にまとまるということを考えますと、ちゃんとした機構改革を含めて再整備をして、いわゆる町民に対するサービスの向上、利便の向上というものを図るべきだと。まだ1年ぐらいありますので、移行期間の中でじっくりその辺を検討されることも必要かというふうに思います。

先ほども一般質問の中であったのですが、新庁舎が完成しますと保育所の避難の関係で何百メートルとかという話がありましたけれども、最終的にはこの庁舎を解体して、これが真っすぐ道路として庁舎に向かうということになるはずですが、車もない人たちがこの長い行程を徒歩でということをお考えですと、何かほかに策を講じておいたほうが良いのかなという気もいたします。その辺も含めて検討されることはよろしいかと思えます。これはされるつもりかどうかということをお聞きしておきたいと思えます。それから蛇足ではありますが、新庁舎に町長は歩いて登庁されるおつもりですか。蛇足です。よろしくお願ひします。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 明確なものを持って町政執行にあたってもらいたいということだと思っておりますけれども、私は今までずっとやってきたのは、みんなと協議して協働のまちづくりということを基本にやってきました。その中でいろいろなことも起きます。その都度みんなと協議して、3. 1 1の時もそうです。あんなことが起きるとは思っておりませんでしたけれども、それが庁舎にもつながりました。防潮堤にもつながりました。保育所の建設にもつながりました。事象に応じてやらざるを得ない。明確なものを見つけていても、なかなかそこにたどり着けないというような気がします。私としては。そういう意味からすると協働のまちづくりを皆として、つくる。職員と一緒にまちをつくっていくのだというふうに私は思っております。

それともう一つ、議員言われた危機感を持って今回立候補されたということでもあります。その危機感をぜひこのまちづくりの中で生かしてもらいたいと思えますし、一緒にまちをつくっていききたいというふうに思っております。先ほど言われましたけれども、町民サービスを基本としたサービスをしっかりやらないといけない。それはしっかり担当も感じています。ぜひこれから新庁舎に移るにしても、すごく大きな機構改革ではありませんけれども、町民が喜ぶような、ワンストップサービスも含めて、今一生懸命やっている最中であります。その話題にもなっています。遅いのかもわかりません。もたもたして松本町政が始まりますけれども、もし遅かったらまた叱咤激励で遅いよと言ってください。そしてまた、皆と一緒に議会の人たちも含めて皆でまちづくりをする。そういうふうに協働のまちづくりを進めていきたいというのが私の思いであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 蛇足の質問にはお答えはいただかなくて結構でございます。基本的に私がこういう質問をしたというのは、要するに、議会と行政というのは車の両輪に例えられます。そうした中で首長が何を指すのかということを経会としてもしっかりと知りた。そこで車の両輪になり得るのか、それともブレーキになってしまうのか、そういうことも含めて一定の御提示をいただくことがやはりいろいろな意味で両輪が本来の役目を果たすというふうな思があります。片方だけが暴走して、片方が全然回らないということではどうしようもありませんし、かといって、何が何だかわからないという歩みというのも何となくそこに同調するにも同調しづらというものもあるような気がします。だから、私が求めたのは、きちんという基本的な考えでこれから進めるというもの。だから協力をしてくれというふうなものがあると、やはりそこでいろいろな意見を交わすことができますし、目指すものが多少変わったとしても一定の成果を得るのではないかというふうな気がしたので、あえてこんな質問をしたこととなります。

私最後に危機感という話をしましたけれど、やはりそういうものが日常的にできてないと、それが危機であるかどうかというのが、全く危機すら認識できなくなってしまうという思があります。これから、私も残された任期は3年とちょっとであります。なぜか思考力は落ち、記憶力が落ち、増えたのは皺と歳の数だけあります。私のようなものが今後どれだけのことができるか、それはわかりませんが、やはりそういう一定の危機感を持った町民がいるということだけをこの際町長にお伝えをして、時間が迫ってまいりましたので終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（波岡玄智君） 10番渡部議員。

○10番（渡部貴士君） このような機会を与えていただきましてありがとうございます。通告書に沿って質問させていただきます。国定公園化へ向けた問題意識について。僕がどうしてこのタイトルにしたかという、この質問をすることによってその下にいくつか課題が設けられるのではないかと考えてこの質問をさせていただきます。

厚岸道立自然公園国定化昇格へ向けてさまざまな効果や問題が考えられます。一般論としては、メリットの部分で自然景観の保護がなされ、乱開発が防止される。利用者増加に伴う経済波及効果があり、雇用や施設整備が促進される。地域のイメージや知名度が向上し、関係者の自然保護意識や郷土愛が深まる。一方、デメリットとしては、オーバーツーリズム問題。規制に伴う経済的損失や許認可手続きが複雑化。これはインター

ネット上をちょっと調べてこのようにまとめさせていただきました。

我が浜中町は豊かではありますが、小さな自然の中に人々の生活があり、観光客を増やすよりも持続可能なツーリズムを目指すほうが得策かと私自身は考えております。各部会ごとに議論はされていると思いますが、来年度にも国定公園化実現の流れがある中、早急に対応しなければならない以下の数点について御質問させていただきます。

1つめ、貴重な動植物や第1次産業従事者との軋轢を防ぐため脱マスツーリズムや入域規制のお考えはございますでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） お答えいたします。まず脱マスツーリズムの関係でございしますが、現在の調査方法となりました平成9年度当時の観光客の入り込み数は約40万人程度ありました。その後、平成15年度からは30万人台と減少しております。国定化により国内外に知名度が上がり農・漁業などの体験観光、自然体験観光の推進が期待されるとされているところでありまして、どの程度の入り込み数が増加するのかわかりませんが、観光客の増加によるごみ問題、植物の踏み荒らしなど懸念されますが、マスツーリズムの弊害はないと考えております。また、入域制限でございしますが、国定公園に指定されましても規制区域の大幅な変更はありませんので、現在もごみの不法投棄など多少見受けられますが、住民などとの軋轢は聞いたことがございません。そのようなことから入域制限などの心配はないと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） お答えありがとうございます。今の御答弁ですと入域規制のお考えについてはないということでしたが、僕自身、身近なところだと、今年浜中漁協の岸壁前だとアキアジの釣りの旅人の方がすごく多かったように見受けられます。僕自身釣りもするのですが、大勢の人の中に入っていけなかった。僕は漁師ですので、自分で舟を出して釣りには行っていたのですが、やはりあその場面からいくつか事故、問題あったかと思うのです。そこに関しては一部の例ですが、僕も1次産業従事者としても、あともう1つ案内業をしております。案内業の部分では、主に霧多布湿原でカヌーの案内をしているのですが、僕が案内している時間帯、これは夕方限定、さらに言うと1日1組限定です。静かな霧多布湿原の中を貸し切り状態になるような感じでお客様を御案内して、そのあとにその時期獲れている地元海産物を食べていただくというところまで御案内しています。体験型観光と食という部分をお客

様に提供しているのですけれども、霧多布湿原の夕日、夕方、大変誇るべき場所だと思って案内業にしました。良いものなので、もちろんたくさんの人と共有はしたいと思っています。ただ、増え過ぎた場合に一部損なわれるものがあるのではないかと思っ
ての今回の質問でしたので、一応今の時点では入域規制はないということでご答弁いただきましたので、かしこまりました。

2つめ、観光客が増加するにあたり、道の駅かそれに代わる施設の準備や構想はございますでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の2点目の質問にお答え申し上げます。厚岸道立自然公園の国定公園への昇格が実現すれば、観光客の増加がある程度見込まれるのかなと考えているところでございます。

町としましては、地域を支える地場産業の振興のための道の駅の建設に向けて、役場内に道の駅を検討する庁内検討委員会を設置し、他市町村の道の駅の研究や浜中町で建設する場合のスケジュール、問題点や課題等の洗い出しを行っております。その一方で関係団体の代表の方々との意見交換を行った結果、総合的に判断し、時期尚早との判断で現在凍結状態にあると考えているところでございます。

時期尚早と判断した中には、安定的な地場産品の確保や特産品開発における課題、なにより道の駅を建てた後、どのように運営していくのかという当事者意識の醸成、こちらが必要であると感じたからでございます。したがって、道の駅建設のための協議検討の前に、まだまだそういった部分での取り組みを進めるほうが先ではないかと考えているところでございます。そうした町全体の取り組みの結果、主体的な意見として、こういうものを売る場所が欲しいですか、こうした活動する場所が必要だ、あるいは持続可能な運営もできるというような判断がされれば、また協議検討を再開する必要があるかなというふうに捉えているところでございますけれども、このたびの国定公園化に伴っての新たな施設の建設については今のところは考えていないというところでございます。ある施設、既存の施設、例えばですけれども湿原センターであったりですか、ゆうゆであったりですかそういったところと連携を図りながら、観光客の増等には対応していきたいと考えておりますので御理解いただきたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 今御答弁いただいた部分で、僕の考えもまた改めて言わせて

いただくと、正直僕も道の駅でなくても良いと思っています。道の駅だといくつか規制があると思うのです。国道沿いでなければいけないですか、そうなったときに茶内なのか浜中なのか国道沿いにこの施設が建っても、この霧多布地区の市街地まで例えば海のものを食べるのであれば、海が見えるところで食べたほうがより一層おいしく召し上がっていただけるのではないかという考えもあるので、僕は道の駅でなくても良いと思っていました。ただ、やはり旬の海産物ということになると、僕は通年提供できなくても良いと思っています。その旬の時期に味わっていただくのであれば、旬を謳うのであれば山をおりていただいて、この霧多布市街地のどこかで食事ができる施設があればと思っていましたが、今課長から湿原センターかゆうゆと連携しながらということで御答弁いただきましたので、僕も観光の部分では一部携わらせていただいている部分もありますので、一緒に協議させていただきたいと思います。

続きまして、3つめ、養殖ウニブランド化に伴う飲食店などは、ということですが、これも前の質問と一緒に考えていただいても結構かと思えます。養殖ウニの出荷が始まってもう10数年になるかと思うのですけれども、やはり日本一おいしいという評価をいただいていると思います。僕は漁業従事者ですが、養殖ウニはやっていません。ただ、このおいしいと言われているウニを食べるところがないのですよね。それはやはり僕も案内業をしていてお客様に随分言われました。それで、今回ウニの質問をさせていただきましたけれども、僕はホッキと昆布の漁業をやっております、ホッキの部分でいうと1,000年前に流行った「春はあけぼの」という随筆ですが、そのパロディーのような形で廃校を利用していただいてホッキの消費拡大のイベントをさせていただきました。そういった思いから、やはり地元で足を運んでいただいて、その旬のものを食べていただく。これ以上おいしい食べ方がないのではないかとあって、今回、ウニのブランド化、GIですか。ブランド化になるのはもちろん喜ばしいことかと思うのですけれども、国定公園化になる、そして役場庁舎もできる。このタイミングでウニがブランド化になるということであれば、もちろんおいしく食べていただく場所もあったほうが良いのではないかとあって、そう思って今日派手かとは思ったのですが、僕の今日のネクタイはウニ色、ブランド化ということで、まあまあなブランドのネクタイをしてきました。

僕は先月ですが、新聞でもちょっと御案内いただいたのですけれども、オレンジ色のまちづくり、きれいな夕日を見ていただきながら、そのあとに夕日色のウニを食べても

らう。もうこれ以上のコンセプトはないと思って自分自身の事業をやってきました。ちょっと余談が過ぎましたけれども、この日本一と言われている養殖ウニ。これは、先日のテレビの案内でもあったと思うのですけれど、霧多布の飲食店でも予約をしないと食べられないと確か報道されていたと思うのですけれども、今後、国立公園化だと来年度なので、来年の出荷時期に間に合うのかとか、その後には新庁舎完成していますので、もちろん観光客の方が増えると思います。自信を持って紹介できる、日本一と呼ばれるこの養殖ウニをぜひ食べていただきたいなと思っているのですけれども、この部分は新聞に掲載されていた副町長に質問させていただきたいと思うのですけれども、お答えをお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（齊藤清隆君） 御指名ですので、お答えいたします。日本一おいしい養殖ウニということで、今ブランド化に向けて取り組んでいる最中でございますけれども、なかなか食べる場所がないというご意見も多いのですが、1週間程度前に予約いただければ確実に食べられるという店側の意見も聞いておりますので、遅くとも4日前にはということ聞いておりますので、その部分も含めて情報提供のほうを町内外に発信していきたいというふうに考えておりますので、御理解願います。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 副町長、ありがとうございます。あと、この質問に関して答弁のほうをご用意されていた課がありましたらお願いします。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） それでは御質問についてお答えいたします。本年10月に発足いたしました水産物振興協議会では、浜中の養殖ウニをさらなるブランド化のため、地理的表示保護制度に登録しようと考えているところであります。先ほど副町長も言いましたが、浜中町の養殖ウニは昆布のみを給餌して育てているため、天然のウニより色合い・実入りとも天然ウニを上回る評価をいただいております。

○議長（波岡玄智君） 本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

○水産課長（細越圭一君） この養殖ウニの生産は、全国で事業化に成功しているのは浜中町のみとなっております。また、先ほど食べていただきたいということもありましたけれども、流通量も少なく、希少性もあることから高値にて豊洲市場で取引されているところであります。浜中の養殖ウニは地元での流通が現在ほとんどございません。地

元で食べる取り組みにつきましては、この協議会の中に生産者、加工業、そして漁業協同組合の方がいますので、今後検討させていただき、また、提供先であります飲食店の方にも御相談してから考えたいと思っております。

また、このウニの現在の単価はキロあたり6,500円から5,000円の間となっておりますので、こちらが大体15%の歩留りとなり、テレビ報道でありましたウニ井をつくるためには、やはり1万円ぐらいかかるのかなと思っておりますので、そのことも検討しながら、小さい井にするのか、それでいくのかということも含めまして検討させていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） ご答弁ありがとうございます。先日のどさんこワイドでしたか、僕も自宅にはいなかったのですけれど、友人から浜中のウニが報道されるということとSNS、フェイスブック上で知って、テレビが入るところを探して見ました。お寿司屋さんで1貫1,500円くらいするかもしれない、ウニ井出したら1万円。それくらい価値のあるものだと思っています。それは、僕は親戚や近所の方からいただいて食べる分と、あとその労力の部分を見ているので、ふさわしい値段かなと思っています。ただ、例えの話で言うと大間のマグロ。僕、赤身は正直言ってあまり好きではないのですけれど、これを食べるのに大間に行ってみようかなと思ったことがあります。友人に聞くと、大間で食えないよと。ここのウニのように市場に行くという流通経路だそうで、それは産地として非常にもったいないなと僕は思ったので、今回はウニですけれども、僕帰省して8年になるのですが、まずウニの場合は養殖ですけれども、天然で育てているホッキ貝、これも日本一だと思っていて、消費拡大したいという思いでああいうイベントを始めて、イベントだけにとどまらず、これからはその飲食という部分でも旬の時期には観光のお客様には提供できるようにしていきたいなと考えていました。

次に、4つめの質問をさせていただきます。新庁舎完成を見据え、町の中心部となる霧多布市街地の荒廃家屋や店舗へのご対応はいかがお考えでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。霧多布市街地の荒廃空家や店舗でございますが、町では空家等対策として居住に使用していた空家について実態調査を実施してございます。今年10月時点では、霧多布1区から水取場までの地区の区域で31件の居住用住宅の空家や店舗を併設した併用住宅の空家を確認してございます。また、

居住部分がなく、店舗のみの空家につきましては、町の調査の対象外ではございますけれども、浜中町商工会のほうで調査している件数では8件という形になってございまして、合計しますと、この霧多布地区においては39件の空家と店舗という形になってございます。

次に、この荒廃空家や店舗の対応でございますけれども、町では、昨年、浜中町空家等対策計画という計画を策定して取り組みを進めているというところでございます。この空家対策の基本としていたしましては、空家等の適切な管理は所有者が行うことが原則という基本的な考えの中で、利活用できる発見については利活用し、できないものについては除却する、解体するというので、町としては支援を行うと考えてございます。

具体的には、除却の支援につきましては、今年度、浜中町不良住宅等除却補助金という補助金制度を創設して空家の解体を支援しているというところでございますし、利活用につきましては、現在、役場職員等で構成します浜中町空家等対策検討会議というものを設けて、この中で議論をいただいております。特に空家バンク、他の市町村でも導入している実例がございますけれども、この空家バンクの導入について現在検討しているというところでございます。いずれにしても、霧多布市街地についてはやはり空家等が多いという認識でございます。やはり空家が多くなりますと住民の生活環境に大きな影響を与えるだとか、あるいは景観上の問題もあるというところでございますので、所有者等とも十分協議をして除却とそれと利活用を進めたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 御答弁ありがとうございます。僕自身Uターンで、先ほど申し上げましたけれども帰省して8年です。その間にいくつかの空き店舗に関しては、ルパンの看板がついたりして良いアイデアだなと思っていました。ほかの空き店舗に関しても、そういうふうになっていくのかなと思っていたのですが、予算の関係で難しかったのか、所有者もいらっしゃるのかと思って、それからまた数年経って、新庁舎がこの霧多布、もう着工されて来年完成ですか、この役場の現庁舎の後ろに建つということは、やはり霧多布市街地、昔の言葉で言うと城下町になるかと思えます。僕のところには何人か地方からのお客様が来てくれて、霧多布市街地ちょっと行ってみたい、僕のところの食事以外も食べてみたいということで、霧多布市街を案内したときに、空家が目立つということを言われました。僕らは日々目にしているもので、もう慣れてしまっ

ている部分があるのかもしれないのですけれども、観光で来るお客さんが、時間帯にもよるかと思うのですけれども、あれを見たときにゴーストタウンだ、むしろ、もうルパンのアジトみたいにして町おこしをしてみたらという案もいただきました。僕もちょっと個人的にも荒廃している家屋については随分気になっていましたので、今回御質問させていただきます。

ご答弁いただきましたので質問は以上としますけれども、国定公園化になるということ、新庁舎完成、ウニのブランド化、来年、再来年になると今年以上の観光目当ての方が、浜中町に随分来ることになるのではないかなと思っています。来てもらいたいと思っています。そうなる時期に恥ずかしくない町を見せたいと思う1町民の今回の提案というか質問でしたので、僕もかつては漁業が嫌いで中学卒業してから1番遠い釧路の高校に行ったのですけれども、数年前に帰省して、今浜中が大好きです。地元を離れたことにちょっと後悔ということも感じているのですけれども、ただ、それを今、地元が嫌いで離れたのではなくて、好きな、良いところがわからなくて離れたその思いが強いので、これからはもうその離れた分の恩返しをしようと思っています。今回この質問をさせていただいたのですけれども、今回このような立場にもなりましたので、今まで以上に地域おこし、まちづくりということについて取り組んでいきたいと思いますので、ここにいる方はほとんど先輩になるかと思しますので、御指導いただきたいなと思っております。以上で質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（波岡玄智君） 答弁は要りませんか。はい結構です、というわけにはいかないもので、この場で申し上げるのはなんですけれども、必ず答弁をもらう、そういう設定の中で質問を組み立てていただきたいと思います。必ず答弁をいただいでください。

お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

（延会 午後 5時 7分）